

※※※

平成 21 年 第 2 回

豊 頃 町 議 会 定 例 会 議 録

※※※

自 平成 21 年 6 月 17 日

至 平成 21 年 6 月 23 日

豊 頃 町 議 会

平成21年第2回豊頃町議会定例会会議録（第2号）

平成21年6月23日（火曜日）

◎議事日程

- | | | |
|-------|------------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 陳情第 1 1 号 | 地方財政の充実・強化を求める陳情（陳情審査報告） |
| 日程第 3 | 陳情第 1 2 号 | 全国健康保険協会管掌健康保険の財源調整機能の拡充等を求める陳情（陳情審査報告） |
| 日程第 4 | 陳情第 1 3 号 | 勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティーネット再構築に関する陳情（陳情審査報告） |
| 日程第 5 | 陳情第 1 4 号 | 地方分権改革にあたり地域経済等に配慮を求める陳情（陳情審査報告） |
| 日程第 6 | 陳情第 1 5 号 | 北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める陳情（陳情審査報告） |
| 日程第 7 | 陳情第 1 6 号 | 2010年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率二分の一復元等教育予算の確保・拡充を求める陳情（陳情審査報告） |
| 日程第 8 | 発議第 1 号 | 豊頃町議会委員会条例の一部改正 |
| 日程第 9 | | 一般質問 |
| 日程第10 | 意見書案第 6 号 | 地方財政の充実・強化を求める意見書 |
| 日程第11 | 意見書案第 7 号 | 全国健康保険協会管掌健康保険の財源調整機能の拡充等を求める意見書 |
| 日程第12 | 意見書案第 8 号 | 勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティーネット再構築に関する意見書 |
| 日程第13 | 意見書案第 9 号 | 地方分権改革にあたり地域経済等に配慮を求める意見書 |
| 日程第14 | 意見書案第 10 号 | 北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書 |
| 日程第15 | 意見書案第 11 号 | 平成22年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率の復元等教育予算の確保・拡充を求める意見書 |
| 日程第16 | | 議員の派遣 |
| 日程第17 | | 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出（議会運営委員会、産業厚生常任委員会） |
| 日程第18 | | 会期中の閉会 |

◎出席議員（9名）

1番 藤田博規君	2番 松崎政利君
3番 菅谷誠君	4番 森一彦君
5番 大崎英樹君	6番 大谷友則君
7番 長谷川勝夫君	8番 津久井精一君
9番 小野木英毅君	

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	宮口孝君
副町長	石田貢君
教育委員長	村中健吉君
教育長	菅原裕一君
農業委員会会長	竹下昌徳君
代表監査委員	山口浩司君
総務課長	熊野幸雄君
会計管理者兼出納税務課長	吉村進君
地域住民課長	田中啓喜君
福祉課長	和田宏樹君
産業課長	金川正次君
施設課長	石塚周二君
教育委員会教育課長	山本芳博君
農業委員会事務局長	友重誠一君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	佐藤潤君
庶務係長	渡辺良英君

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

- 小野木議長 ただいまから、平成21年第2回豊頃町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

- 小野木議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

- 小野木議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、6番大谷友則議員及び7番長谷川勝夫議員を指名します。

◎ 陳情第11号

- 小野木議長 日程第2 陳情第11号地方財政の充実・強化を求める陳情についての件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

菅谷総務文教常任委員長。

- 菅谷総務文教常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。

陳情第11号。

2、付託月日。

平成21年6月17日。

3、件名。

地方財政の充実・強化を求める陳情。

4、審査の結果。

採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。

世界同時不況に端を発した経済状況は深刻の度を増し、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地方自治体が果たす役割はますます重要となっており、地域経済と雇用対策の活性化が求め

られる中、地方財政予算の規模拡大が不可欠と考えることから、願意妥当としたものである。
以上。

- 小野木議長　こかれら、質疑を行います。
質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 小野木議長　質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。
討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 小野木議長　討論なしと認めます。
これから、陳情第11号を採決します。
この陳情に対する委員長の報告は、採択とするものです。
お諮りします。
本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 小野木議長　異議なしと認めます。
したがって、陳情第11号は、委員長の報告のとおり、採択することに決定しました。

◎ 陳情第12号

- 小野木議長　日程第3　陳情第12号全国健康保険協会管掌健康保険の財源調整機能の拡充等を求める陳情についての件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

松崎産業厚生常任委員長。

- 松崎産業厚生常任委員長　陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。

陳情第12号。

2、付託月日。

平成21年6月17日。

3、件名。

全国健康保険協会管掌健康保険の財源調整機能の拡充等を求める陳情。

4、審査の結果。

採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。

政府管掌健康保険制度の移行に伴い、保険料率は地域の医療費に応じて設定され、北海道においては保険料の上昇が危惧され、都道府県間で大きな格差が生じる可能性がある。面積の広い北海道では入院費用が高額化し、医療費がかさむという構造的要因があることから、地域や被保険者の置かれた状況を考慮し、医療サービスの偏在・供給体制なども加味した制度とすべきと考えことから、願意妥当としたものである。

以上。

●小野木議長 こかれら、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第12号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第12号は、委員長の報告のとおり、採択することに決定しました。

◎ 陳情第13号

●小野木議長 日程第4 陳情第13号勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネット再構築に関する陳情についての件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

松崎産業厚生常任委員長。

●松崎産業厚生常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。

陳情第13号。

2、付託月日。

平成21年6月17日。

3、件名。

勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティーネット再構築に関する陳情。

4、審査の結果。

採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。

近年、非正規労働者が労働者全体の3分の1を超え、生活保護基準以下の収入で暮らすワーキング・プアが増加している。同時に生活保護世帯も増加傾向にあり、かつての中間層が二極化し、格差の拡大と貧困問題が社会問題となりつつあることを踏まえ、勤労者の格差是正と貧困層の解消に向け、積極的な雇用労働政策と社会保障政策の連携による社会的セーフティーネットの機能強化が不可欠と考えることから、願意妥当としたものである。

以上。

●小野木議長 こかれら、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第13号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第13号は、委員長の報告のとおり、採択することに決定しました。

◎ 陳情第14号

●小野木議長 日程第5 陳情第14号地方分権改革にあたり地域経済等に配慮を求める陳情についての件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

菅谷総務文教常任委員長。

●菅谷総務文教常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。

陳情第14号。

2、付託月日。

平成21年6月17日。

3、件名。

地方分権改革にあたり地域経済等に配慮を求める陳情。

4、審査の結果。

採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。

地方分権改革を推進するにあたり、今日の危機的雇用・経済情勢を考慮し、国及び地方機関の積極的な対策が地域経済にとって必要不可欠であり、地方分権の理念を明確にし、その理念に基づく国と地方の役割分担の明確化が必要と考える。また、このことにより、国土の均衡ある発展、産業振興等公共サービスの量的、質的低下を回避することが必要と考えることから、願意妥当としたものである。

以上。

●小野木議長　こかれら、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長　質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長　討論なしと認めます。

これから、陳情第14号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長　異議なしと認めます。

したがって、陳情第14号は、委員長の報告のとおり、採択することに決定しました。

◎ 陳情第15号

●小野木議長 日程第6 陳情第15号北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める陳情についての件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

松崎産業厚生常任委員長。

●松崎産業厚生常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。

陳情第15号。

2、付託月日。

平成21年6月17日。

3、件名。

北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める陳情。

4、審査の結果。

採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。

非正社員率が4割に達する北海道においては、昨年の地域最低賃金が667円となっているが、法定労働時間換算でも年額は139万円程度となっており、とても健康で文化的な生活の水準にはほど遠く、特に税源の確保、社会保障における収入の確保及び各種制度の維持の観点からも、中小企業支援とあわせ、より大幅な改定が不可欠と考えることから、願意妥当としたものである。

以上。

●小野木議長 こかれら、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第15号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第15号は、委員長の報告のとおり、採択することに決定しました。

◎ 陳情第16号

●小野木議長 日程第7 陳情第16号2010年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率二分の一復元等教育予算の確保・拡充を求める陳情についての件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

菅谷総務文教常任委員長。

●菅谷総務文教常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。

陳情第16号。

2、付託月日。

平成21年6月17日。

3、件名。

2010年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率二分の一復元等教育予算の確保・拡充を求める陳情。

4、審査の結果。

採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。

義務教育費国庫負担割合の削減、地方交付税の削減及び地方財政の逼迫などから、教育条件の地域間格差が懸念される。国の基本的責務である教育水準の最低保証を担保するための義務教育費国庫負担制度を堅持し、憲法の理念に基づく義務教育の無償を実現するためには、教育予算の確保・拡充が不可欠と考えることから、願意妥当としたものである。

以上。

●小野木議長 こかれら、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 小野木議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第16号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第16号は、委員長の報告のとおり、採択することに決定しました。

◎ 発議第1号

- 小野木議長 日程第8 発議第1号豊頃町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

5番大崎英樹議員。

- 5番大崎議員 発議第1号。

提出者、豊頃町議会議員、大崎英樹。

賛成者、豊頃町議会議員、森一彦、同上、菅谷誠、同上、松崎政利。

豊頃町議会委員会条例の一部改正について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出の理由

豊頃町課設置条例（平成17年条例第22号）が改正されたことに伴い、条例中の関係規定を改正するものである。

豊頃町議会委員会条例の一部を改正する条例。

豊頃町議会委員会条例（昭和62年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号アを次のように改める。

ア、総務、企画（商工観光に関するものを除く。）、住民、産業（町有林に関するものに限る。）及び施設（町営住宅及び町有財産に関するものに限る。）の各課並びに出納係の所管事務に関すること。

第2条第2号アを次のように改める。

ア、企画（商工観光に関するものに限る。）、福祉、産業（町有林に関するものを除く。）及び施設（町営住宅及び町有財産に関するものを除く。）の各課の所管事務に関すること。

附則。

この条例は、平成21年7月1日から施行する。

●小野木議長 こかれら、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ 討 論 な し ）

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、発議第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（ 異 議 な し ）

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

◎ 一般質問

●小野木議長 日程第9 一般質問を行います。

通告順により、1項目ごとに発言を許します。

通告順番1、5番大崎議員。

●5番大崎議員 通告いたしました一般質問の1項でございますが、大きく1番では、肝炎、括弧していますが、これにはB型、C型の防止、あるいは進行対策についてということでありませぬ。

これは、最近の報道では、B型・C型肝炎ウイルス感染者数というのが全国的にも非常に特徴的に扱われているように感じております。特に肝炎ウイルスによる感染者というのは、もののデータからいきますと、300万人以上が推定されている、推定としてとらえられているようであります。これは国内最大の感染症という意味から、ウイルスによる肝炎が非常に多いと、このように伝えられているわけでありませぬ。このことが、治療がおくれますと、感染者から肝硬変、あるいは進行しますと肝臓がん、このように移行していく、あるいは進行していくという、こういう難しい病気であるというふうにも伝えられておまして、日ごろ、これらについては、関係機関がいろいろな資料を発表しているようにとらえているわけでありませぬ。

特に今年度から、公費の助成によって、これらの肝炎ウイルスに感染した患者を対象に、インターフェロンと言われるようですが、この治療が中心的に利用をし、また、利用しやすくなっていると。唯一、この治療における内容のように伝えられているわけであります。

ところが、やっかいな病気のようにありまして、御本人は自覚症状が非常に感じられない、あらわれないようであります。これをものの伝えでは、沈黙の臓器とかと言われるそうですが、非常に症状が見えない、本人もわからないというようなものようであります。炎症が起きますと、肝細胞が破壊されていくものですから、先ほど触れました肝硬変とか、あるいは肝臓がんになっていくのだと、こういうようなことのようにあります。

特にB型肝炎というものについては、私どもも小さいときにそのような予防接種をしていたのかなと、こう感じておりまして、血液を介して感染するものとか、あるいは集団予防接種によって起きるのであろうと、このようにも伝えられております。したがって、今回は、B型肝炎と含めて、C型肝炎というものもあわせて扱わせていただきたいと、このように思いまして、通告をしたわけであります。

また、B型とC型の違いというのもあるようでありますが、C型につきましては、手術の際の血液製剤や、あるいは輸血によるものだと、こういうことで、既に昨年の1月でしょうか、国としましては救済法を成立しているようであります。したがって、肝炎被害者がそれらの損害賠償を受けられて、その最高額は4,000万円と聞いておりますが、そういうようなところまで国も対応している。

こういう対策について、1番目の内容で、本町の現状と取り組みですが、本町では、それらの関係機関からの情報だとか指導とかあわせて、今日までどのような行政サイドの立場でそれらについて取り扱っているのかという現状の取り組みをまずお聞きしたいと、このように思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 B型、C型肝炎については、それぞれ専門的なことにつきましては、また担当のほうから御説明申し上げると思っておりますけれども、大崎議員の御質問のとおり、日本で最も多い肝臓病は肝炎ウイルスによるものだと言われております。特にB型、C型につきましては、感染経路は集団予防接種での注射針の使い回しや、輸血等々で製剤が主であり、B型肝炎は、特に平成4年以前に輸血を受けた方が感染の可能性が高いと言われていたと聞いています。

本町の取り組みといたしましては、血友病の治療などに使われていた非加熱血液製剤が原因でC型肝炎患者が発生したことなどから、国では、平成14年から基本検診に年齢を区切ってB型、C型肝炎のウイルスの検査を5年ごとに行っており、本町でも広報等でその辺を周知して実施しているところであります。

検査の方法といたしましては、血液検査で、B型肝炎検査は抗原検査を行い、C型肝炎検査は抗体検査によりウイルスによる抗体が血液中にあるかどうかを調べるそうでございます。過去に

輸血や大きな手術を受けたことのある方は、肝機能に異状がある可能性が高いと言われ、その後、医療機関等で検査や治療を受けていない方については、特に検査を勧め、豊頃町では、国で示した年齢制限を取り払い、気になる方はだれでも検診を受けられる体制としているところでもあります。

検査の人数等につきましては、肝炎検査を始めた平成14年から平成20年までの7年間では、約500人未満ぐらい受けておりました、受診した450名ほどは異状がございません。また、C型肝炎治療中の方も若干いらっしゃいますけれども、その経過等もそれぞれ関心を持って担当者が見守っているところでございます。

検査の受診数は、町民の関心の薄れとともに徐々に減少して、平成20年では受診された方は12名ほどと言われております。これはあくまでも本町ですので、国保の加入者のみしかレセプト点検ができませんので、そういった意味では国保のみということで、まだほかにも該当されるというか、そういう悩みを持った方がいらっしゃるかと思っておりますけれども、他の保険者については、それぞれ個人的に相談を受けている状況でございます。

以上です。

●小野木議長 大崎議員。

●5番大崎議員 ただいまの答弁説明で、若干本町の受診をされている方々の数字が見えていますが、これは国保の請求があつて、その裏づけとして町民の数字が引き出されたのだろうということで、これはあくまでも自己的に町民が検診を受けられて、その中で何らかの負担をしながらそういう検査をされたのだろうと、こう推測するわけでありまして。

特にウィルス性の肝炎というものが、進行するのだそうですけれども、ただいまの答弁の内容では、500人未満の中で450人が感染していないという結果報告のようであります。そういう意味では1割の方がもしかすると感染しているかもしれないということが発覚したというふうにとらえられると思いますが、その方々の今後の治療というものはどうあるべきかというところを、行政の担当としてどのような指導を、あるいはそれらについての症状をお知らせしているのかというところはいかがでしょうか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 実際には、本町は、国保に加入されている方、または健康相談に来られた方で把握しておりますけれども、本町のB型、C型肝炎の患者数は、疑い者を含めて約10数名でございます。そのうち、最も多いのが、B型が半数程度いらっしゃるという報告でございます。また、その患者の中にインターフェロンによる治療を行ったと把握できるのは2名ほどいらっしゃいます。これはあくまでも国保加入者と、また、健康相談に来た方であり、その他の保険に加入されている方については、私どもで把握することは非常に困難なことでございます。したがって、そういう方については、担当の保健師のほうからまたそれぞれ患者に対するケアをしている状況でございます。

以上です。

●小野木議長 大崎議員。

●5番大崎議員 実務的なことに触れますが、町民がこのように検査を受けることについての医療機関というのは具体的にどちらの病院で受けられたか、もしそういう結果がありましたらお知らせいただきたいのですが。

●小野木議長 答弁、和田福祉課長。

●和田福祉課長 私のほうから御説明申し上げます。

議員も御承知かと思いますが、毎年本町で巡回ドックというものを実施してございます。その各種検診の案内につきましては、表にして全戸に配布しているのですが、その中の巡回ドックという項目がございまして、この中で、希望者におかれましては、肝炎検査、エキノコックス検診、骨粗鬆症検診、成人歯科検診、これらが国保以外の方々に対しても検診できるような体制をとってございます。ですから、若干お金は800円とか500円とか掛かるわけですが、毎年希望の方、または要経過で不安のある方、これらの方々につきましては、巡回ドックで検診ができる体制になっております。

以上です。

●小野木議長 大崎議員。

●5番大崎議員 ありがとうございます。

町民の健康指導という意味で、巡回ドックを実施していることについては承知しておりますが、ウィルス性肝炎というものについて、現在、私の認識が間違っていれば後で訂正をお願いしたいのですが、この地域では、保健所と、これは帯広保健所です、それと、指定医療機関ということで指定されているというふうにお聞きしていますが、このウィルス性肝炎についての検査等で、それらについての、私の認識ではそう思いますが、そういうことについては説明いただけますか。どのような内容でそうなるのかというところがちょっと理解できないのですが。

●小野木議長 暫時休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時43分 再開

●小野木議長 再開します。

答弁、辻本保健師長。

●小野木議長 答弁、辻本保健師長。

●辻本保健師長 先ほどの、検査の機関と指定医療機関についてですけれども、帯広保健所で月3回、血液検査、C型肝炎ウィルスの抗体検査と遺伝子の定性検査という検査を行っております。予約をすれば、保健所、健康推進課のほうで無料で受けられることになっております。このことについては、広報で町民の方にもお知らせしているところです。相談があれば、私たちのほうでも保健所に私たちのほうから予約をとって、相談できる体制にしております。

指定医療機関等については、ちょっと私のほうでははっきりわからないのですが、多分十勝ですと厚生・協会の総合病院ですとインターフェロンのほうも行いますので、できるのではないかと考えております。

以上です。

●小野木議長 大崎議員。

●5番大崎議員 どうも辻本さん、ありがとうございます。

こういうことではないかと思えます。確かに今の答弁の説明では、この十勝においては保健所がそういう処置をしておりますよね。ただし、予約で月3回ということもお聞きしておりましたが、なかなか今のお話のように、C型肝炎、B型肝炎、いわゆるウイルス性肝炎にかかっている人方をキャリアウイルスというのだそうです。自分でわかっている人はそれでいいのですが、今の説明ですと、私がかかっているかいないかということを先に検査を受けるための、その段階のことを今お聞きしているのですが、なかなかそういうような啓蒙だとか、自覚症状がない人が、私が本当にウイルスにかかっているかどうかというのを、お金を払って、今、無料と言いましたが、無料の人もいますが、大半はお金がかかるようです。その数字も私はちょっと自分ながら調べてあるのですが、特に保健所は、十勝の場合は十勝支庁のところに行けばいいのですが、今言ったように予約制で、月3回しかない。先ほどの巡回ドックでそれがわかれば、そういうふうに行ってくださいということを指導しているのかどうなのかということも一つお聞きしたいのです。

それから、もう一つ、関係しますからお聞きしたいのですが、北海道では札幌しか、その医療機関は、政令指定都市は札幌なのですが、それしかできない。そうすると、十勝の住民は、豊頃町民だけではなくて、保健所しか行けない。これがちょっとどうにかならないだろうかというところもお聞きしたいのですが、その辺の、もう一度、把握、内容がわかればお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

●小野木議長 答弁、和田福祉課長。

●和田福祉課長 今、議員のおっしゃるとおり、自覚症状がない方、これらの方々については、広報等を通じまして、または町の検診ガイドという一覧表を通じまして、巡回ドックがありますよというお知らせはしてございます。残念ながら、毎月、毎週という形は、正直申し上げまして医療機関との契約によりまして巡回日を決定しておりますので、年2回の巡回ドックしかできません。それは保健所等に出向くことがなかなか難しかったり、またはそのタイミングを逸した場合に、近くで受診できるようにということで、私ども、希望者を対象に、肝炎検査というものを実施しているところでございます。

それと、治療等の関係につきましては、札幌で治療ということのお話ですが、実態等がどのようになっているのか、掌握しかねています。ただ、もともと高額な治療費ということも伺ってございますので、その辺につきましては、今、国、北海道が共同で医療費の負担軽減をやっている

ところでございますので、本町としてはそれらの対応に委ねているというところでございます。

以上です。

●小野木議長 大崎議員。

●5番大崎議員 なかなか前に進みづらいのですが、現状についてはまだ不足なのですが、時間の関係上、次に進みますが、(2)の、本町の患者、それから感染者の把握ということで、若干先ほど町長の答弁でとらえてはいるのですが、特に触れたいのは、先ほどちょっと専門的な言葉を使わせてもらったりしていますが、キャリアウィルスの人、いわゆる全く自分ではちゃんと、感染していますよ、C型なのですよと、その人方が、なかなか通院するにも、今のように、豊頃町の医院ではできないのです、現状は。そうすると、十勝ですと厚生病院ぐらいなのです。そこに、仕事を休んで、時間を割いて、そしてお金を負担しながら行くという、負担が全体的に非常に重いというふうに、豊頃町のキャリアウィルスの人に聞いているわけです。

それで、これは還付されるのです。1回行きますと1万5,000円から、高いところは3万円かかるのだそうです、3割負担して。それは還付しますということなのですが、その還付は1カ月後なのか、その後だということなのですが、その現金を1回、それだけの金額を月に4回やるのだそうです。これでは生活が非常に困窮するということの訴えがありました。

それともう一つは、保健師の責任者、担当者はわかると思うのですが、インターフェロンを注射するのに、それだけの時間と経費がかかる。それともう一つ、この方の言うのは、副作用があるのだそうです。極端な話は、うつ的になるのだそうです。意欲がまず出てこないということで、会社勤めでは、非常に同僚や上司に迷惑がかかっていると。だけれども、それを振り絞って職場で頑張っているという意見も聞いているわけです。

したがって、それらを総体的に見ると、キャリアウィルスの方も大変だし、ましてや、自分が感染しているかいないかわからない、私自身も不安なのです。検査しなければわからないというところ、この検査をするために、どうしたら本町の住民はそういうことについて安心と治療ができるかというところを引き出したいのですが、それらについての考え方はいかがでしょうか、お聞きしたいと思います。

●小野木議長 暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前10時56分 再開

●小野木議長 再開します。

答弁、宮口町長。

●宮口町長 専門的なことにつきましては、また保健師のほうから御説明申し上げますけれども、何と云っても、こういう病気にかかった方については、非常に治りにくい、時間がかかる、そしてお金もかかるということで、決して自己責任とは言いませんけれども、自己の対応については、今現在では、行政としては、個々の対応というのは非常に厳しい状況にあります。ただ、

助成制度だとか財政的な支援については、御承知のとおり、かかったお金の3割が国、道がみておりますし、肝炎の場合については、さらに個人の3割分のうち、さらに道、国についても助成をしております。先ほど言いました1万何がし、3万何がし、病気の状態によって違うと思うのですが、これらについても、道、国の助成がございますので、今の段階では、大変厳しい状況かもしれませんが、本人負担がそのぐらいで済んでいるかなど。ただ、経済事情によって大変厳しい方については、その金額を用意することも大変かと思えます。

さらに、今日の道新にも出ておりましたけれども、保険の一部を所得に応じて減免しようという形で、町村が2分の1、国、道が2分の1の減免措置もございます。したがって、低所得者、経済的な大変厳しい方については、そういった対応もこれから国、道が検討して、来年の4月から実施したいということをおっしゃっております。ただし、これは町村も一部持ち出しがあります。ただ、肝炎のみならず、まだまだ厳しい病名を持った方も町内にはいらっしゃるのではないかというふうに思っております。財政的な支援をするようなことになれば、肝炎を含めて、ほかの難病の方についてもある程度目を向けていかなければならないなというふうに思っております。

また、先ほど検診、町民が不安でどうしようもないということですが、ことしも5月7日に検診ガイドというものを町民に配っております。その中にも肝炎、肝臓の検査の受診もできるようになっておりますから、町民等しくみんながそういった検診を受けていただければ、早期に発見できて、早期に治療できると思っております。

今、大崎議員が言うとおおり、そういった病気にかかって、今の医療では時間がかかる、金がかかる方について、本当に気の毒ですが、帯広までの医療機関がないものですから、そこまでの足の確保については、やはり今の段階では独自で考えていただくしか対応がないかなと思っております。

あと、内容につきましては、また保健師のほうからでもそれぞれ専門的な内容を御説明申し上げます。

以上でございます。

●小野木議長 大崎議員。

●5番大崎議員 現状は厳しいなという、今説明なのですが、でき得れば、これからのことについては、全体の通告をしている内容で触れていきたいのですが、実態はそのようなことを今確認、行政の内容と、それから、町民の一部の人がそういうようなことで非常に苦痛を感じ、不安を感じ、負担を感じているというところをまず認識をしていただいて、本町においては、今の説明のように、道とか国とかという制度は制度として生かしていくということを前提に、本町として、これらの難病に近い、そして長期治療を要する患者等に対する対応については、やはり独自のものを考えてもいいのではないかな、このことが非常に私は期待したいところであります。

それで、提案したいのですが、潜在的な、あるいは自覚症状、意識のない町民の方々をどう

ウイルス性肝炎、B型、C型について、教育するか、あるいは、そういう学習をするかということ非常に期待したいと思います、一つは。それらについて、行政でどうもっていくか、運営していったらいいかということの啓発、啓蒙を徹底的にさせていただきたいという考え方はいかがでしょうか、まずその点からお聞きします。やっていることは認めます。

●小野木議長 答弁、和田福祉課長。

●和田福祉課長 昨年もそうでしたけれども、肝炎にかかっている方、こういう方々についてはもちろんなのですけれども、体の健康に不安がある方、やはり肝機能に何となく不安がある方、こういう方々につきましては、先ほどから説明申し上げていますように、保健所なり、それから巡回ドックなり、こういうところで検査等を行っているよということで、広報等を通じて実は周知を図っているところでございます。私どもも、今後も必要に応じてこれらの啓発活動はやっていくという考えでございます。

●小野木議長 大崎議員。

●5番大崎議員 非常にそういうような考えでおありであるということは理解しておりますので、より進めていただきたいというふうに思います。したがって、これらについての潜在的な町民の意識を高めるために、検査の非常にそういう意味では義務的なことを一つお考えいただきたいというふうに思います。

それから、もう一つの提案は、感染者、特に長期の治療を要する人、これは標準で48週必要なのです。それから、これが進行した肝炎の方は、そういうタイプの方というような言い方をしていますが、治療継続することの効果を見込める場合は72週、こういうふうに期限も段階的に、48週から72週というふうに規制があつて、それらをとにかく受けなければ、完治に近い状態にはなりませんよというところがあるものですから、それを医者から、医療機関から伝えられますと、本人は、やはりそこまでしないといかんなどというところの、自分の生命というか健康というものを維持するためには、そこが負担になっていると。48週、72週ということはわかるけれども、それには伴うものが負担なのだ。このことについて、費用負担を、豊頃町独自の、これは町長にお聞きしたいのですが、これは本当に全額であれば申し分ないのですが、そうはなりませんでしょう。多分そういうものについては、独自性の、肝炎撲滅宣言をした豊頃町ぐらいのお題目で、そういう考え方もできないかなというところですが、これは課題、宿題になるかもしれませんが、意気込みというか、心意気だけでもお聞きしたいと、こう思いますので、町長のお考えをいただきたいのですが。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 先ほども申し上げましたとおり、やはりこういった難病に近い、時間のかかるような病気をお持ちの方、本当に気の毒だと思います。しかし、肝炎だけ特定に支援するということもできませんので、先ほど言いました難病を抱えて東京に行かれています方もいらっしゃいますし、特に難病になると、いつ治るかわからないような方たちもおります。したがって、今

後、またそういった肝炎を含めた形で、町としてはどういう対応ができるのか、限られた財政の中ですから、どれだけそういった悩みを持っている人を解決できるのか、十分内部でも検討していきたいというふうに思っております。ただ、なかなか個々に対応することが非常に厳しい状況ですので、できるだけふだん、日ごろからそういった健康は、自分で自分の体を守るようなことで、これからも町民に健康指導をしていきたいというふうに思っております。

特に健康診断は、私どもではそれぞれ町独自でやっておりますけれども、なかなか町民が来ない。そして、経済事情もありますから、1日休めば、幾らかやはり給料から引かれるような立場の方もいらっしゃるまして、なかなか間口を広げても受診率が低いのが現状でございます。これらについても抜本的にまた見直しをしながら、できるだけ受診率を上げて町民の健康を守ってきたいというふうに思っております。

以上です。

●小野木議長 大崎議員。

●5番大崎議員 町長の考え方をお聞きしましたが、最後になると思いますが、今後について、それらを総合的に、難病者、あるいは肝炎感染者のみならず、町民の健康を管理する、あるいは予防という医療の基本といたしますか、そういうものからいって、本町にも町立病院があります。ですから、先ほど言ったように、この問題はまだまだ序のところかもしれません。地域的には、保健所に行かないと、それらについては予約をして、お金を払って受けなければいけない、あるいは指定都市では札幌まで行かなければいけないという、そういうことではまだまだ十分なものにはなっていないのだというところですから、それらについての考えを前提にしながら、本町における医療機関との連携というものも宿題にしながら、全十勝圏とか、あるいはそういう機会に、これらについての反映をしていただければというふうにも考えていますし、ましてや、国としては、肝炎治療については7カ年計画というのを立てているようであります。したがって、肝炎の総合対策を実施する、まだそのスタートラインだというふうにも聞いておりますが、それらについての国の重要目標も挙げられているようであります。助成事業、助成ということは助成金ですね。助成事業の推進とか、あるいは検査体制の充実とか、あるいは情報とか、それらについての普及啓発、これも重点目標のようであります。ましてや、これらについては見えないウィルスといたしますか、そういうことから、研究体制の推進ということも挙げられていますので、少なくとも肝炎治療特別促進事業という名称のように、本町もそれらについて右ならえをしながら、積極的にこれらについての推進をしていただきたいと考えております。最後になりましたが、総合的なところの考えをお聞きして、質問を終わりたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 何と言っても、そういった病気にかかった方については、もちろん精神的なつらさもありましょうけれども、非常に経済事情が、支援が大変必要かとも思っております。ただいま言いました肝炎治療特別促進事業等々が平成20年4月から実施されておりますので、本町にお

きましても、国、道の動向を見まして、できるのであれば、やはり本町独自の形で救済できる方法、また、そういった対策を検討していかなければならないと思っております。今後、国なり道、さらには地元の医療機関等とも十分協議しながら、そういった方々の悩み解消に努めていきたいと思っております。

以上です。

●小野木議長 11時20分まで休憩します。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

●小野木議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

通告順番2、8番津久井精一議員。

●8番津久井議員 それでは、質問に入らせていただきます。

幼稚園、保育所の一元化について質問させていただきます。

本町においては、昨年、地域保育所の統合によりまして、茂岩小学校を改築し、こどもプラザを開始いたしました。施設としましては、非常に充実したすばらしい環境の整った保育所施設ではないかというふうに思います。

そういう中で、今、父兄の中からも、今日の保育所でも幼稚園並みの充実した保育を求める保護者の方が多いということで、保護者と幼稚園を融合させた体制はつくれないものかというようなお話がありまして、このことについて質問をさせていただきます。

平成18年に、認定子ども園という法律が施行されまして、これによりまして、保育所と幼稚園を一体とした開設ができるようになったというふうに言われております。そこで、本町の保育所については、夫婦ともに働いていなければ保育所に入れ、入れられないというのが、法律的にそうなっているようでございます。そこで、この認定保育所ができたというふうに聞いております。これですと、保育所、それから幼稚園ということの中で、だれしものが入園できるということでありまして、このような体制ができれば、今、子供たちの幼児期からの学習というものが非常に求められておりますし、また、その時期の教育というのは非常に後世、大人になってからも生きていくというようなことも言われているわけでございます。

そういう中で、認定子ども園ですけれども、全道では16カ所が認定されているようであります。特に私立の幼稚園、保育所が一体となったものが10カ所で、公立的なものが6カ所あるということで、十勝管内では土幌町が認定子ども園を開設していると言われております。

この認定子ども園については、保育所が認定されて幼稚園を取り込む、それから、幼稚園が認定されて保育所を取り込む、それから、そのほか二つぐらいあるわけですが、本町においては、保育所が認定といたしますか、許可を得ているわけですから、これに幼稚園を組み入れていくようなことをしたらどうかということでもあります。いろいろ調べてみますと、保育所の施設の中で、同じ施設の中で、保育と幼稚園学習が同じ教室、増設はしなくてもいい、現状のままです

きるのだということが言われております。そういったことを考えても、幼保一元化については有意義なものがあるのではないかと思います。その点について、町長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 今、幼稚園と保育所一元化の取り組みですけれども、本町においては、働く母親がふえてきて、保育所が不足する一方で、少子高齢化等々で、いろいろな問題で対応してきておりますけれども、幸か不幸かわかりませんが、幼稚園はないわけでありまして。御存じのとおり、幼稚園は文部科学省の管轄になりますし、保育所は厚生労働省の管轄になります。まちへ行けば、幼稚園は保育所と違って内容もほとんど教育の一環として、学習もするということになりまして、時間体制も違います。さらに、厚生労働省の管轄であります保育所につきましては、やはり御両親が働いて子供を見ることができない、朝早くから遅くまで働いている方については子供を預かる、基本的に内容が違ってきて、都会では合体した形を、幼稚園と保育所を一体化する形で、今、津久井議員が申し上げられたとおりで私は思っております。

特に本町の場合については、幼稚園がございませんので、果たしてそのメリットがあるかどうかはなかなかわからないのではないかと。また、必要性においても、非常に低いのではないかと今考えております。なぜかといいますと、現在、本町でやっております保育所については、私は、幼稚園の内容は本でしか承知しておりませんが、ほとんど内容が、今、学習まで教育されているように聞いておりますし、ちょっとした字の読み方、算数の足し算まで、ある程度小学校に上がる前の子供たちにはそこまで教育しておりますので、かえって今の方法が一番よろしいかなというふうに思っております。

本町でも、この問題について、就学前の児童の全町内の家庭109世帯を対象にして、回収率が約75%ですけれども、結果としては、認定子ども園が足りない施設であると回答した家庭が6世帯で、また、その6世帯の要望が保育に欠けない幼稚園対象の入園ではなく、つまり幼稚園と同様の午前中の保育を希望するものでなく、保育所と同じような長時間をかけて行っていただきたいということで、本町にとっては、非常に幼稚園と保育所を一体にするニーズが非常に薄いのではないかとこのように思われております。先ほど言った保育所に入る場合についてはそれぞれの条件が必要ですが、ほとんど何らかの形で働いておりますから、その職場からある程度証明書等々をいただいたり、また、家庭の事情をお話いただければ、それなりの対応をして、ニーズが多くて待っている時間というのはほとんどそういう形がありませんので、この問題については、今、他町村でやっているような一体化にしても、非常にメリットがないのではないかとこのように思っております。したがって、現段階では、本町としては今の保育所をそのまま継続して保育教育というか、保育をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

●小野木議長 津久井議員。

● 8 番津久井議員 ただいまの町長の答弁ですと、父兄の方々が納得しているというような御答弁でありましたけれども、認定子ども園については、それなりの教育の場ということでありますから、そのことについて父兄に知らしめていないのではないかというふうに思います。このことをきちっと父兄の方々に知らしめて、その実態をわかっていただければ、当然、これはぜひということも出てくるのではないかというふうに思いますし、また、幼稚園を開設するということになりますと、学習要領といえますか、学習の仕方というものをきちっとつくってやらなければならないわけでありまして、それなりに幼児期の教育のレベルアップというものは当然図られていくのだらうと思います。昔から本町は高校もなければ、そういった学習の場をほとんど町外に求めていった状況にある中で、やはり幼児期からの教育ということを考えるならば、こういったものがあるわけですから、ぜひ取り入れて考えていく必要があるのではないかというふうに思います。もう一度答弁をお願いしたいと思います。

● 小野木議長 答弁、宮口町長。

● 宮口町長 先ほども申し上げましたとおり、私どもの保育所では、内容は学習をしていると同じような内容で、私は幼稚園とそんなに遜色はないというふうに思っております。

もう一つ、0歳から5歳まで子供を預かっておりますけれども、私としては、あくまでも子供が健康で1日を過ごせばいいことで、そこで私は塾のように教育をさせるということは、私ははっきり言って反対でございます。なぜかという、今のやっている保育所の内容で私は十分だと思います。

それから、幼稚園と保育所と一緒にあって大きなメリットは、国から財政的な支援だとか、いろいろな形で財政支援をしていただくなればよろしいですけれども、私立の幼稚園、公立の幼稚園もそうですが、幼稚園のごとく、2時で終わって、その後、学習をきちっとやるというけれども、私の知識では、今の保育所のほとんどが、高価と言ったら失礼ですけれども、それなりの高い教育なり保育をしているというふうに思っております。したがって、私のまちで保育所もあり幼稚園もあり、両方ある場合については、一つの一体化した認定をとって、文部科学省も厚生労働省も関係なくという認定をとりたいというふうに思いますけれども、いかんせん、私のところは幼稚園がございませんので、保育所ですので、保育所に今言った学習的な教育を入れることは、今現在も既に私はやっていると思うのです。やっているというか、でき上がっていると思います。したがって、それ以上のもし学習をするならば、個々に学習塾に通って勉強されたらよろしいのではないかというふうに実は思っているところなのです。したがって、中にはそういった知識を持った父兄もいらっしゃるかと思いますけれども、私のところは、例えば子育てを抱えて不安な親に対しては、保健師なり児童民生委員がそれぞれに面接訪問したりして、非常にお母さん方とも接触して、いろいろな意味で子供の教育について、育児について悩みにある方については対応しているという考えであります。今、津久井議員がおっしゃるとおり、そういう内容については、私もまだ十分把握していない部分もあろうかと思っておりますけれども、またこれ

からそういった施設を勉強させていただいて、今の保育所で欠けているものがあれば積極的に取り入れて、一体化したのと遜色ないような方法で頑張っていきたいというふうに思っております。

●小野木議長 津久井議員。

●8番津久井議員 初めに申し上げたわけですがけれども、保育所というのは、両親が働いて、そして保育できない家庭が入るということで、国で決められておりますよね。私の周りでも、全くそういったことで家事だけやっていて保育所に入れているというような家庭も見受けられるわけです。これはだれとは言いませんけれども、そういう状況にありまして、それを非とするならば、この認定子ども園にすることによって、全く改善されるわけですから、そういった面からも、これはやっていく必要があるのではないかとこのように思います。

また、こどもプラザですか、ここに働いている先生のほとんどは、どうなのでしょう、幼稚園の先生の免許を持っておられるというようなことも聞いておりますけれども、そうであれば、そんな難しく考えないで、認定子ども園に入っていけるのではないかと、やっつけられるのではないかとこのように気がするわけですが、いかがでしょうか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 現在、子どもは、厚生労働省の管轄で、それなりに保育所に対して交付税の算定額でお金をいただいておりますから、事務的な監査の場合については、入所されている子供の、今、津久井議員が言われたとおり、両親が働いて、例えばそのほかに何らかの形で子供を見る時間がないというような形につきましては、書類できちんととってありますから、そういう事務検査の対象になりますが、ほとんどの方が何らかの理由を十分持っていますので、それを十分緩和しながら、全員が入れる形をとっていきたく、とれるような書類をつくっていただきたいという、そういう立場になっていただきたいというふうに思っております。

先ほど言いました、幼稚園、保育所の一体化になれば、別に時間制限はないかと思っておりますけれども、ただ、先ほど言いましたとおり、私のところで全く保育所しかないのに一元化というのは、内容を一元化させるということなのだろうと思っておりますが、それとあわせて、もうちょっと高度の教育というか、そういうものを求められるとしたら、ちょっとこの辺は私と意見が違うかなというふうに、私は、幼児期はかえって勉学よりも、体を真っ黒にして遊んだほうが子供の成長にいいかなというふうに思っております。このことについても、また、先ほど言いましたとおり、内部でも十分検討しながら、前向きにやりたいと思っておりますけれども、ただ、全員というか、各担当、入っている先生は全員もちろん保育士の資格を持っておりますし、中には、多分幼稚園の資格をもった方もいらっしゃるかと思いますけれども、いずれにしても、もう一度検討させる時間をいただき、内容を把握したいというふうに思っております。

以上です。

●小野木議長 津久井議員。

● 8 番津久井議員 ただいま町長から前向きに検討するというようなお話もありましたので、即座にここでどうこうということにはならないかと思えます。十分このことについては検討して、取り組んでいていただきたいと思えます。

質問を終わります。

● 小野木議長 通告順番 3 番、4 番森一彦議員。

● 4 番森議員 お許しをいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

今後の自然環境、生活を取り巻く環境ということで質問したいと思えます。

世界的に、エコです、CO₂を減らしましょう、こういった大きなことを聞くつもりは全くございません。我々、こうやって生活をしながら、あたりを見ておりますと、山林の荒廃、伐採跡地の対策について、まずお聞きをしてみたいと思えます。

町内各地の民有林は、伐採されて、後、植栽されない状態の山林が近年目立ってきてございます。このまま放置をしておくと荒廃が進む、そんなことを、まずこの現状を町長はどう対応されていくのか、お伺いをしてみたいと思えます。

● 小野木議長 答弁、宮口町長。

● 宮口町長 今、山林は、所有者の財産形成と、国土保全、水源の涵養として重要な役割を担っており、特に農業、漁業には本町にとっても大事な産業でありまして、山林の整備が重要な課題となっているのは認識しております。

私は、各会合あるたびに、特に農協の総会でも機会あるごとに、伐採跡地の植林についてお願いしてきたところでございます。町としては、過日、実施されました十勝川魚つきの森植樹活動、海岸線のごみ拾いなどの環境整備活動について、多くの皆さんに御協力いただきながら環境整備をしてきたところでございます。

森林の伐採跡地の植林についても、担当課、森林組合並びに十勝支庁などから森林所有者に働きかけ、現在、PR、それぞれ行動を起こしているところでございます。ただ、植林については強制力もないことから、個人の判断によるところが大きく、植林して成木になるには約40年以上の年数がかかることから、伐採林の一部において天然更新される方がふえている状況であるかと思えます。

植林の普及のため、町では21世紀北の森推進事業として、北海道とともに、毎年、国の植林補助の上乗助成として、北海道では16%、本町では10%の上乗せで、26%の助成をしております。本人負担は15%程度に軽減して努力をしているところでございます。今後もこれらの制度のPRと植林の働きかけを強めていきまして、未立木地の解消に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

● 小野木議長 森議員。

● 4 番森議員 今、町長の答弁の中にも、町長からさきに町政執行方針で述べられた言葉も出て

まいりました。21世紀の森づくりということで進めてまいりたいと、こういうことでございます。

実は、一部の山林所有者の方からこんな意見を聞かされた経緯がございます。せっかくここまで21世紀北の森づくりの推進事業を実施して、植林をしたいと思ったのですが、ことしは苗木が足りなくてできない、こういった現状を訴えている方もおられます。逆に言いますと、森林組合等が中心となって事業を進めているわけですが、計画性が甘かったのかなと、こんなふうに私自身も感じておりますが、こういったことを防止しながら、順次、植林、いわゆる人工林にしてしまった以上は人工林で頑張るしかないのかなと、こんなふうに思っております。

特に身近な水、空気、それから災害等から我々を守ってくれる山林でございます。これらについて、行政も若干介入をしていくと言ったら言葉は悪いのでございますが、やはりそういった指導もしていかないとなかなかうまく進まないのかなと、こんな気がするわけですが、もう一度伺いたいと思います。このことについて、町長、いかがお考えか、よろしく申し上げます。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 先ほども申し上げましたとおり、山林の崩壊は、大きく言えば第1次産業の崩壊にもつながることは本当に認識しております。特に最近では木材の市場が悪化しているために、なかなか造林する方も少ないのが事実でございます。これからもことあるごとに植林のPRをしていくと同時に、情報を的確にとらえて、今言った、行政介入はできなくても、行政指導はしていきたいというふうに思っております。また、1市町村で頑張っても、なかなか自然を守るには大変苦労いたしますので、ことあるごとに、各市町村にも声をかけ、さらには、北海道も現在、森林環境税等々も論議されておりますので、そういった情報を的確に入れながら、上級官庁のほうにも力強くとり進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 森議員。

●4番森議員 実は今までといいましょうか、民有地の中のことを若干お話を申し上げていたのですが、聞きますと、余り大きな声では言いたくないのですが、我がまちの町有林の中に、一部、忘れられていたと言ったらいいのでしょうか、間違っていたと言ったらいいのでしょうか、20年近く、全く伐採の後、放置されている場所があるやに伺っておりますが、この辺についてはいかがでしょうか。

●小野木議長 答弁、金川産業課長。

●金川産業課長 今の御質問でございますが、私ども、20年前のことを把握し切れてございません。後で内容をお聞かせいただきながら、植林できるものであれば早急に植林をしてまいりたいというふうに思っております。

●小野木議長 森議員。

●4番森議員 今の件につきましては、後からお話ということで結構でございます。

次に、関連しますが、今年度で3年を迎えております国の事業、当初は品目横断的事业と言われておりましたが、現在、名称が変わりまして、水田畑作経営所得安定対策というような形で進められておりますが、この中で、我がまちはまだ今、その事業に取り組んでおりません。実は私どもの地域の住民からも、昨年、池田町もやりました、豊頃は全くやる気がないのか、こんな質問も出ているわけでございます。このことについて、環境保全上、そういった問題に取り組む計画といたしまししょうか、考え方があるのかないのか、まずお伺いしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 農地・水・環境保全向上対策事業の取り組みですけれども、全国の集落で高齢化や非農家が拡大して、農地や農業排水路の資源を守る地域のまとまりが弱まっているのが現状でございます。そうしたことから、農水省では、農地・水・環境保全向上対策事業を19年から実施しております。御承知のとおりだと思います。

町といたしましても、これらの制度の内容については、地域に説明、希望を取りまとめていましたが、現在のところ、本町においては、全体的に実施しないという状況にあります。この事業については、地域の農業者、非農家及び小中学生、PTAなど、一体となって農業施設の保全、地域の環境対策に取り組むことが支援の条件となっているわけでございます。ただ、この事業については、平成23年度までの事業期間で終わりとなっておりますけれども、これから地域でまたそういった実施の希望があれば、担当課で十分相談して、また協議して、とり進めたいというふうに考えております。

●小野木議長 森議員。

●4番森議員 実は私ども地域でも、このことについては話し合われた経過がございます。しかし、直面している、農業を営んでいる者は何かしなければならないという方向になるのですが、非農家の方々、こういった方々は、除雪もしてくれる、水も黙って流れていく、そういったことは全部町がやるのが当たり前と、こういうような考え方にどうしてもなっているのが現状のようでございます。

そんなことから、私も、これについては、地域から要望があって町が動くのではなくて、町が率先して、逆に言いますと、やらなければだめではないのかなと。特に町長が言われております協働のまちづくりの一端として、働きかけを強くしていただきたいなど。そして、地域全体を守っていく、豊頃町を守っていくという立場で、そういう考え方を町長はもっと強く訴えていただき、また、行政主導のように私はやるべきではないのかなと、こんなふうに考えますが、町長はいかがお考えでしょうか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 この事業につきましては、地域というか区域が、非農家の方もいらっしゃるかと思いますけれども、すべての方が協力して地域環境をしなければ成り立たない。行政指導型になると、あれもやれ、これもやれでは、全く協働のまちづくりではなくなります。特に昨年も私が推

奨めている協働のまちづくりで、地域によっては排水明渠等の町がやっている事業とともに実施
いただいて、財政支援をした件数も何件かございます。したがって、その地域が本当に真剣
に取り組む場合はよろしいですけれども、今、森議員がおっしゃるとおり、無理してその地域に
入りまして、最終的にはすべてが行政でしなければならないというようなことが懸念されます。

もう一つは、先ほど言いましたとおり、地域がこぞって自分たちの地域は自分たちで守るとい
う形でなければ、なかなかこの事業は成功しない。もちろんこの事業に取り組むとなると、結果
として検査もございますので、そういった意味では、これからまた各担当課と希望される地域は
十分協議されると思いますけれども、あくまでも自分たちで計画を立て、自分たちで帳面をつけ
るような形になりますけれども、そういった形で、みずから起き上がってやらないと、行政主導
になると、今度は各地でもそういったものがあれば、せつかくの国の農地・水・環境を守る事業
がだめになってしまいますので、どうかひとつその辺を御理解いただいて、担当課とまた協議し
ていただきたいと思います。

以上でございます。

●小野木議長 森議員。

●4番森議員 町長の言われることはわかるのです。実は数年前に行われておりました畜産農家
の堆肥舎の問題、こういったものは非常にうまく、管内トップクラスで我がまちは進みました。
私もそのときちょうど農団の役員をやっておりましたので、その関係はよくわかっているつもり
なのですが、今回の場合の事業というのは、農業以外の方々を取り込まなければならない。農業
者はよく知っているのです、こういう事業があってどうの。一般の方は全くこれを存じていない
のです。ですから、私が言いたいのは、行政指導が必要だよと、こういうことなのです。この内
容を詳しく知っている、非農家の方々、一般のお勤めの方々というのは非常に少ないわけです。
ですから、こういったことを、こういう事業があって、こういったことで地域を守ることができ
るのですよということをぜひとも進めていただきたいというのが私の願いなわけでございます。
それこそ生活をしていくうえで、本当に草がぼうぼうになって、農道が荒れて、こういったこと
を全くだれもが守らない、できない、全部行政だけでやるのですよということになれば、もっと
ひどいことになってしまうのかなと。こんなことから、特に年々、離農も進んでございます。農
業に従事する者が減ってございます。ですから、どうしても地域では、やりましようと言っ
ても、非農家のほうが多くて、そういう意見は簡単につぶれてしまう。こういった現状があるの
で、これらを何とか変える方向、こういったこともやっていけないものかなと、実はこんなこと
を考えたわけなのです。町長も先ほど言いました、協働のまちづくりの一端の中でということ
でとり進めていくべきではないかなと、こんなふうに思いまして、どうぞこれからのそのことにつ
いて、もう一度お伺いしておきたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 特に国が推進している事業については、大都会等では、やっぱり市街地と農村が入

り混じっておりまして、その環境整備等が入りますと、どうしても非農家の方についても積極的に協力していただきたいというのが法律の願いですけれども、特に北海道の場合については、農村地帯と市街地とは区分がはっきりしておりますので、できればこういう事業を取り入れて、特に農業生産の向上につながることでありますので、大いに希望されるところは、私どもも決してこの事業を否定しているわけではございません。できればモデル的な地域でやっていただければ本当に素晴らしいと思います。どうかひとつ、先ほども言いましたとおり、担当課とまた十分協議してとり進めていただければと思います。

以上です。

●小野木議長 森議員。

●4番森議員 質問を終わります。ありがとうございました。

●小野木議長 昼食のため、午後1時まで休憩します。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

●小野木議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問、通告順番4、1番藤田博規議員。

●1番藤田議員 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、農・商工連携について、現状と今後の取り組みについて伺います。

農・商工等連携促進法が昨年7月に施行され、地域経済が低迷する中、それぞれの産業において、いかに所得を確保するか、模索している状況であり、新たな産業の展開に期待するところがあります。また、地域経済を支えている農林漁業者と中小企業者の活性化を地域全体で図ることが重要だと思われれます。

本町においても、基幹産業であります農業、林業、水産業と、多種にわたる豊かな環境にあります。しかしながら、労働力の高齢化が進み、今後の成り立ちが懸念される場所があります。また、原料の生産販売が主であり、市場価格によって所得が変動する中、それぞれの特色を活用しながら、新たな商品開発と雇用の創出が生み出されることは、地域社会の活性化、振興に結びつくと思います。

商工連携とは、地域経済の基幹産業である農林水産業と、商業、工業が産業間の壁を乗り越えて、お互いの有する強味を發揮した商品開発や販路開拓等に連携して取り組む中小企業者及び農林漁業者に対して、法律に基づき認定し、総合的に支援していくものとなっております。豊頃町の農・商工連携の現状はどうなっているのか。また、今後の取り組みはどのように進めるか、お尋ねいたします。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 現在、農・商工連携の本町の取り組み方といたしましては、産業の連携についての現状であります。昨年度、工場が完成いたしました株式会社エコERCが行うナタネはまさし

く農・工連携だというふうを考えております。ナタネをつくり、その油を販売し、また回収して車の燃料にするということ、まさしくこれは農・商工の連携というふうに思っております。

もう一つ、茂岩入り口の物産直売所でも、同じく農業でできたもの、水産で揚がったもの、そこで商の方が売っている形なのですが、これも農水・商工連携で実際は作業を行っております。これらのナタネなり、それから茂岩の入り口の物産直売所などにつきましては、これからまだまだ伸びる可能性を十分持っておりますので、行政としても積極的に御支援をしていきたいというふうに今考えております。

今後の取り組みについては、今申し上げたとおりでございますけれども、特に本町はすばらしい農産物、水産物があると思っておりますので、小規模であります、加工品が今、芽生え、イベントなどにそれらのものが利活用でき、さらに直売で販売されるようになってきているのが現状でございます。このような活動において、小さいながらも活動の輪が広がり、地域が活性化されるものと考えております。

町といたしましても、高齢化や人口の減少により、まちがだんだん寂しくなっている現状から、少しでもにぎわいのある、魅力あるまちづくりをしていきたいと努力しているところでございます。そういった意味で、現在、いろいろな角度から検討に入っているところであります。今後は、これらの取り組みに対し、各町民から多くの意見を聞きながら、ぜひ前向きに検討し、一步一步現実を大きくしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

●小野木議長 藤田議員。

●1番藤田議員 今、町長から答弁をいただきました。

ナタネ栽培について改めてお伺いしたいと思います。

このことについては、以前、質問はさせていただきましたし、栽培から加工、販売まで、どのような形で、基準とするのかということについても伺いました。

しかし、このことについては、いまだ目に見えない部分があるかというふうに思います。廃油を回収しながら、あの施設を十分利用するということを言いながらも、回収手段の手法がまだ示されていない。一部、生協と提携した中での回収をしているということも聞きますけれども、それについては豊頃町ではまだ実践的なものが見えてこないということもありますし、やはり今後ともナタネを利用し、それをどう生かすか、また、その製品をどう消費者、豊頃町みずからどのように使うかということも必要ではないかなと思いますし、また、そのような協議会的なもの、お互いの、消費者から生産者、販売ルートを持った形の中の協議会的なものが今後は必要ではないかなというふうに思っているのですけれども、まだ具体的には示されていないというのが残念なことだと思いますので、その辺をもう一度聞きたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 エコE R Cのナタネの関係につきましては、協議会はできておりまして、協議会の

会長は私でございます。過日も総会を行いまして、それぞれ耕作者等も会員に入っております。将来にわたっては他町村にもお願いして、300町歩以上のナタネ耕作をし、そしてその油を消費者に販売していきたいというふうに考えております。

特に御存じのとおり、こういった食用油については、95%を超えるぐらい、国外から輸入してきておりまして、国産は本当に少ないパーセントであります。そういった事情から、できるだけ国産のものを使っていただいて、消費者に美味しいものを使っていただきたい。さらに、油の回収につきましては、札幌方面からも協力者によって回収はしております。逆に今、回収が十二分にありますから、その回収されたものがいかに多くのエコとして使っていただけるか、また、車の燃料として使っていただけるかが問題ですけれども、本町の公用車についても積極的にそういうものを取り入れて進めたいというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 藤田議員。

●1番藤田議員 ナタネにつきましては以前もお話をしましたし、今回、新たに町長からの答弁の中でも同じようなことを聞きましたので、また今後については、その辺のお考えはまた後ほどというか、後日また改めて聞きたいなというふうに思っております。

豊頃町は、ほかの管内ではない、水産業が盛んなところでございます。ましてや農業も盛んですし、やはり水産と畑作元についての連携した中での加工というものがほかにないものでありまして、期待しているところでございますけれども、先ほども申しましたように、原料の供給だけであって、その部分が所得に結びつかないというものがありますので、今後、その辺の連携した中での加工品の製造、販売は考えていないものかどうか、お伺いしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 特に今、天津では、婦人部の方が飯寿司を手がけておりまして、これは非常に御承知のとおり人気度が高いわけです。これらの野菜ものについても地元の野菜を使っていただいて工場をやっております。したがいまして、婦人部が行っております工場についてもこれからもう少し行政としても支援して行って、しっかりした工場のもとでそういったものが販売ルートを広げることができるような形、今の段階ではちょっと手狭で、なかなか数にも制限があり、また、お手伝いする方もなかなか大変だと伺っております。したがいまして、どうしても思うようにPRできないのが現状で、非常に品物も人気がございますので、こういった類のものを積極的にまた調査、研究しながら頑張っていきたいというふうに思っております。

以上です。

●小野木議長 藤田議員。

●1番藤田議員 農家の方で、原料の供給ばかりでなく、新たな加工品をつくって販売をしたいという希望もあります。しかしながら、いざそれをするにはどうしたらいいかということで、戸惑っている方もおります。その辺と商工連携の中で、販売ルートを、聞きたいのだけれども、聞

くところがわからないというような方がおります。その辺についても、やはり農商工連携という法律のもとで施行されておりますので、その辺の周知徹底もこれからすべきでないかなというふうにも思いますし、また、先日の新聞の中でも、北海道経済産業局が農商工連携の加速プログラムというものが設定されたということで、十勝は農業がしっかりしている中で、農商工連携を進めるというような報道がありました。あわせて、これについてもどのような形で進められるのか、もし情報があればお聞かせ願いたいと思いますし、先ほど農家の方でもそういう方たちがしているかと思っておりますので、その辺はどのような形で周知徹底するのか、お聞かせ願いたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 実は十勝で今、2地区に分け、一つの地区についてはもう既に発車しております。経産省から、きのう、部長がまいりまして、あと12町村、豊頃を含め、芽室を中心とした各町村が認定書をいただきました。この認定書につきましては、それぞれ活動によっては国の支援を受けられるような形になっております。したがって、今、十勝が一つになった形ですけれども、ブロック別にいきますと2グループができたような形になり、最後にできたグループの中に私どもが入りまして、これからはいろいろな情報をお互いに提携しながら、豊頃町のこういった資源を活用できるもの、また、企業誘致があるものは積極的に調査、研究して頑張っていきたいというふうに考えております。

●小野木議長 藤田議員。

●1番藤田議員 加速プログラムの内容的なものをお知らせ願いたいと思いますけれども。

●小野木議長 暫時休憩します。

午後 1時16分 休憩

午後 1時21分 再開

●小野木議長 再開します。

答弁、金川産業課長。

●金川産業課長 大変失礼をいたしました。

北海道経済産業局が出しております北海道農商工連携加速化プログラムというものでございますが、北海道経済産業局では、地域の基幹産業である農林水産業と商工業との連携、農商工連携の取り組みを北海道内で加速するため、プログラムを取りまとめております。

その内容としましては、ビジネスモデルをつくり推進ということで、新たな農商工連携の取り組みを創出。それから、農水産品生産プロセス革新方策の調査を新たに実施する。農林漁業者とものづくり中小業者の出会いの機会を大幅に拡大をする。それから、農商工連携のフォーラム、セミナー等を30回以上開催する。それと、大きい2番目には、農商工連携地域資源商品の販路拡大支援を強化する。それと、食物工場の普及拡大を推進するというような、大きくは3点から成っているプログラムでございます。

●小野木議長 藤田議員。

●1番藤田議員 今、課長から加速化プログラムの内容を聞かせてもらいました。このようにいろいろな形で、今の研究の低迷の中で、いかに活性のある地域社会をつくるかということで、それぞれが考えながら、どのような方法がということとされていると思います。やはり豊頃町は、基幹産業は第1次産業であり、特に農業だと思っております。また、ほかにない、漁業も一つの特徴だと思っております。これを連携して、加速化プログラムの中でも、そのように推進するということは、いろいろな形でそれに乗ることが地域経済の発展になるのかなと思っておりますし、また、そういう情報が先行していないというのがちょっと残念だなというふうに思っております。できれば私のほうからの質問でなく、できればこういうことがあるからということで、事前のお話があるべきかと思っておりますし、その辺について、もう少し私たちのほうに情報を先にお知らせしてほしいなという感じもいたします。ここまで経済産業省が言うからには、何らかの行動が必要かと思っておりますけれども、その辺について、どのような形で進めるのか、お伺いしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 大変申しわけございません。情報が手薄というか、なかなかマクロ的な情報なものですから、込み入った、地域に合った情報を的確に把握することがおくれた形ですけれども、先ほど言った、農商工連携については、北海道も十勝も枠組みが最近でき始めまして、いよいよその枠組みの中で、豊頃町がどういうことに対応できるか、また、それに参加できるかということ、今後ともまた担当者と十分勉強しながら、そして、第1次産業であります農業のものを、また、漁業のものを使って参加ができれば大いに参加して、まちの発展に寄与したいというふうに思っておりますし、さらには、そういった事業の誘致等について、豊頃町に適切なそういった企業がもしあれば、積極的にまたアタックしていきたいというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 藤田議員。

●1番藤田議員 私はできるだけ商工連携の中で農業をいかに発展するか、農業ばかりでなく、豊頃町にも中小業者が多くおります。その中でも、なかなか仕事がなく、どのような形で従業員を養っていくか、また、どういう形で給料を捻出するかということで、いろいろ苦労されているのも聞いております。その中で、農業と一緒にあって、お互いに技術的なもの、人間的なバランスの中で、雇用をお互いに行き来しながらできないものかなというような形で企業者も模索しているようにも聞いております。やはり先ほど言いましたように、豊頃町は第1次産業が基幹でありますので、それを主とした中での企業創出というのが大事かなというふうにも思っておりますし、いろいろな形でそれをどうするかという具体策が、いろいろなところでセミナーが開催されているようにも聞きます。3月9日に、北海道農商工連携フォーラムというのが開催されたわけですけれども、このことについては、一応事務局にどういう形でやられたのですかということと聞きました。そうすると、支庁段階、それから、役場関係にこの資料は行っているはずだと

というようなお話も聞きました。ところが、なかなか私の目につくことがなかったわけなのですが、地域住民がどう思っているかは別としても、こういう商工連携というのは、法律の中で施行されているからには、周知徹底することも今後大事ではないかなと思いますし、このフォーラムというものが、今後開催される予定でございます。それについても積極的に担当者なり希望される方の参加を募ることも大事かなと思いますけれども、今後どのような形で進めるのか、お伺いしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 御指摘のとおりだと思います。これからも各担当課と十分協議しながら、そういった情報の収集、さらに上層部からの情報については積極的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

特に今、その茂岩の入り口等々で常設をしております、そこでもできるだけいろいろなものに挑戦しながら販売したり、さらには、過日は海産物の薫製等々も売っていましたが、そういう形の中で、いろいろなものに今挑戦する町民の方がいらっしゃいますので、そういう方をきちっと育てていって、さらに情報を提供して、お互いに共有して頑張っていきたいというふうに思っております。

以上です。

●小野木議長 藤田議員。

●1番藤田議員 今後とも期待したいなと思っております。

いろいろな資料の中で、いろいろな事業が認定をされております。豊頃町ではこういうことも可能ではないかなというふうに思っております。その一部として、苫小牧市ではホッキ貝を使ったレトルトカレーの製造とか、士別産のサケの皮を利用した中のペットフードの開発とか、いろいろな形で、今まで目を向けていられなかったものを利用して加工品に挑戦して販売をしているというようなところもいろいろな形で出ております。やはりいろいろな形で今後ともそういう情報を聞きながら進めることが大事かと思っておりますので、最後になりますけれども、もう一度町長にこれからの意気込みを聞かせていただき、終わりたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 今御指摘のあったとおり、職員もそちらのほうの情報収集についてはきちっとしたアンテナを立てて、そして確かな情報のもとに、また、その情報が入り次第、そういった関心のある方々に呼びかけて頑張っていきたいというふうに考えております。

以上です。

●1番藤田議員 終わります。ありがとうございました。

●小野木議長 通告順番5、3番菅谷誠議員。

●3番菅谷議員 ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告の順に従いまして、町長に質問させていただきたいと思っております。

まず第1点といたしまして、水道料金の格差についてお伺いしたいと思います。

水道事業は公共性が高く、町民福祉の向上の面からも、一般会計から繰り入れされ、町民等しく公平性を保たれるべきと考えますが、町長の考えをお伺いしたいと思います。

●小野木議長 宮口町長。

●宮口町長 御指摘のとおり、水道は大変生活に欠かすことのできない、我々が生きるためには本当に水が大切でございます。特に今言った本町の水道については、非常に歴史がありまして、大変水とともに生きてきたまちでもございます。最近では安心・安全な水確保が当たり前の時代になってきました。我がまちの発展の歴史も水とともに生活をしてきたところでございます。特に本町は、先人が開拓して入植以来、生活水、営農用水の確保に大変苦労を重ねてきております。特に川東、さらに幌岡地区ですけれども、さらにまた平和地区などについては、相当時代がさかのぼって、水に苦労されて今日に至っているわけでございます。これからも水については全般的に整備を続けながら、安心した水の供給に頑張っていく予定でございます。

以上でございます。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 御承知のとおり、豊頃町内の幌岡地区の方々には、浦幌町の簡易水道の区域となっております。浦幌町の水道料金体系と本町の水道料金の間に料金格差が生じておりますが、これについてどのようにお考えでございましょうか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 特に幌岡地区の水道については、昭和38年、浦幌、豊頃開拓専用水道として、国営事業で整備がなされたものであり、その後、道営開拓地飲雑用水事業で整備を重ね、昭和51年に国の許可を得て、吉野簡易水道と合併して管理されております。また、事業費の負担については、国営、道営事業分担金に関する協定を当時の町長が結んでおりまして、豊頃は35%、浦幌は65%であります。現在、浦幌地区の給水戸数は36戸の方々を利用されて、料金については浦幌町が平成17年に一部料金の改定をしましたから、若干本町より高くなっているわけでございます。その間、40年間にわたり、それぞれ浦幌の料金に基づいて料金を払っていたわけがありますけれども、できることなら、やはり豊頃町の町民が等しく水道料を払うのが本意でありますけれども、過去の歴史の過程から見て、平成17年に浦幌が上げたために、豊頃よりも少し高くなったという状況でございます。これらも区域が浦幌区域でありますので、浦幌の条例に基づいて水道料を負担することはやむを得ないものだというふうに考えております。ただ、住民感情としては、同じ町民でありながら負担の平等性を欠くのではないかという御意見もあるかと思っておりますが、今後、浦幌町の水道料の推移を見て、また検討していきたいというふうに考えております。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 豊頃町の水道料と浦幌町の水道料の差額でございますが、一つの例として挙げ

てみますと、月20立方使う一般家庭では720円、500立方使う酪農家では7,320円の価格差があるわけでありますが、この現実について、やはり是正する必要があるのではないかなというふうに考えておりますが、この辺について、町長の考え方をお伺いしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 区域が浦幌町の区域でございますが、先ほども申し上げましたとおり、当時はそういう形で生活、営農したわけです。ちょっともとを調べますと、平成元年から平成16年までは、浦幌町のほうから本町よりも安いわけで、安いときは住民はある程度理解はするけれども、高くなりますとなかなかそうはいかないのが現状かと思っております。したがって、今、本町と同じような料金体系にすることはやぶさかでないのですが、浦幌町の区域でありますから、個人の請求は浦幌町に行きます。年間まとめてうちと換算すればいいのですけれども、毎月換算しなければ、基本料金もありますし、先ほど言った8トンまでが基本料金になって、それ以上超えますと、2トン、5トンとなっています。それぞれ計算して精算をしなければならない。うちの料金にあわせて、その分を浦幌に支払うという形で、ちょっと事務的にも、数は少ないですけれども、煩雑になるわけです。年間まとめて計算できればいいけれども、まとめて計算できない、毎月毎月、基本料金とトンのオーバーになります。参考までですけれども、平和のほうについては、幕別の大豊の水道をいただいております。これはまた豊頃から見たら安いのです。ここは安いからいいではないですけれども、そういった歴史的な過程があるものですから、今後、ある程度浦幌の料金が下がらないとするならば、うちと同じような料金体系を求めるのが正しいかなと思っております。逆に、浦幌が安くなった場合もうちの料金でいただく形になるので、その辺は該当する方は理解していただかないと、常に安いほう、安いほうを両方渡り歩かれますと、行政が非常に煩雑になるものですから、今、菅谷議員が指摘されたように、大体2トンオーバーで700円ちょっとですね。全体的に酪農家の水を使う方で、7%か8%ぐらいになるかと思っております。そういった場合については、営農にも非常に影響するのではないかと思いますので、今後十分検討して、浦幌も特別会計だし、私のところでも果たしてそれは特別会計で面倒を見ればいいのか、また、一般会計で面倒を見ればいいのか、その辺も十分内部で検討して、前向きに処理をしていきたいなというふうに思っております。これもあくまでも浦幌と協議して、当然、まだ料金が上がり続けるのであれば、うちのほうもそういった形で調整しなければならないなという形であります。したがって、くどいようですけれども、今まで約20年近く、安い料金で使っていたという点で、今度はちょっとうちのほうが高くなったのですけれども、今後、そういうこともできるだけ均衡のとれたような方法で進めたいというふうに思っております。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 ただいまの町長の説明では、20年安かったのだから、4年くらい我慢しろと、こう言わんばかりのように実は聞こえるわけです。でありますけれども、町民にしてみれば、同じ税金を払って、同じ町民でありながら、こういうことを考えますと、負担については、

これだけの格差があるということについては、やっぱり不合理でないのかと、こういうことで、町民サービスに差があるのはいかなものかと、こういうことで、是非とも何らかの方法で早急に是正していただきたいと、こういう要望が強いのだと思いますが、この辺について、町長の考え方。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 これは過去に、51年、今から30年前ぐらいに、本間町長と神田町長が契約を結んで、こういう形で頑張りました。ただ、水道料金については、私のところと常に突き合わせをしていない現状でありまして、もし仮に浦幌のほうがうちより低くなった場合についても、あくまでもうちの料金でいただかなければ、今言われたとおり、4年ぐらい上がったのだからどうこうという意味ではなくて、あくまでもうちの料金でいただくものはうちの料金で設定して、うちが上がった場合についても、たとえ浦幌から安い料金が請求されても、うちは高い料金で、いただくような形になろうかと思えます。したがって、この料金を改正することによって、大豊の料金も、今非常に安いのです。これもやはり上げていただかなければ、安いところはそのまちで、高いところは目をつぶるというわけにもいかないものですから、均衡をとるのでしたら、そこまで波及してこなければだめだというふうに考えております。平和のほうのところについても、今までずっとそういった水道に苦労したのですけれども、非常に幕別の水は安い状況です。これも多分利用者がたくさんいらっしゃるからかどうかわかりませんが、そういった意味で非常に安いものですから、その辺の調整もありますので、町民等しくとることは可能ですが、水源池、水道の区域が他町村にまたがると、その調整に難を来すことがあります。したがって、今後また担当課で十分協議して、そういった面で、それこそ本町の料金に沿ったような形で町民から水道料金をいただくような形にしていきたいというふうに考えております。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 確かに町長のおっしゃるとおりだというふうにも感じますが、やはり負担が多くなりますと、やはり一言言いたいのはやっぱり町民なのです。ですから、その辺は、町長、やっぱり町民目線で考えて、最終的には町長の執行者としての判断だということは理解できますけれども、やはり町民のことも十分考えた上で、全体的に見て、考えていく必要があると思っておりますが、このことについて、どの時点ぐらいでそういう判断を下されるのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 町民の目線というのはわかりますけれども、正直言って、毎月毎月なり、その料金はわかりませんが、浦幌の水道の、つまり条例を改正するのも、わざわざ条例改正しましたのでよろしくということもないのです。したがって、たまたまその地域の方が豊頃町と比べたらたまたま高かったということで発覚したと思うのですけれども、決して私の時代になってからうちの水道料金を上げた、下げたわけでもないですし、今までそういう状態だったのだけれど

も、そういうものが発覚したということですのでけれども、多分、幌岡地区についてはそれなりの開拓水道で当時は苦勞もされてきたというふうに思っております。町もそれなりに負担をしてきたわけでありまして、したがって、今後は、浦幌の水道を使っている地域の方とも十分協議して、本町の水道料金の設定で今後も続けるように私どもは説明をして、そういう形にいかばいいですけれども、問題は、相手が浦幌ですので、あくまでも個人が支払って、個人がうちと精算するのか、事務手続もきょう、あすというわけにいきませんので、もしやるとしたら、年度を区切りまして、新年度なら新年度からやるか、今後、どういうふうな対策をするか、内部で十分検討して、次回またこういった水道問題のときには報告したいというふうに思っております。

以上です。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 恐らく地域の方々にしてみれば、一日も早くと、こういうのが人情であろうと、こう思っております。そういう面から考えまして、やはり早急に対応していただきたいと、このように思っております。そのようにひとつ、年内に手続していただくようお願いしたいと思っております。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 できるだけ前向きに検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 本町の水道料金についても少しお伺いしたいと思っております。

平成19年度の予算審議の折の説明では、水道の基本料金、特に独居高齢者の方々とか単身の方々、4立方未満の利用者、当時134戸あったというふうに理解しております。この件について、町民の福祉の面から、検討が必要とされていたが、その後の経過についてお伺いしたいと思っております。

●小野木議長 暫時休憩します。

午後 1時47分 休憩

午後 1時48分 再開

●小野木議長 再開します。

答弁、宮口町長。

●宮口町長 今、私どもの水道料金については、それぞれ条例で設定しておりますが、基本料金に満たない家庭、特に単身家庭だとかお年寄りの家庭、非常に水を使わないような形で、基本料金に満たない形の方もいらっしゃると思っておりますけれども、ただ、基本的に今、水道そのものは特別会計で、みんなで応能応益の形でできております。ただ、そういった意味から、お年寄りなり所得の低い方については、水道料金を下げるというよりも、もし支援するのであれば、福祉の面から支援しなければ、できるだけ水道料金は特別会計ですので、基本的にいじれば、全般的に財

政の見直し、水道会計の見直しをしなければなりませんので、そういうことはできるだけ避けたいというふうに思っております。

先ほども浦幌との形も出ましたけれども、これで私どもも、やはり水道会計が厳しくなれば、どうしても水道料金を上げなければならない形になるかと思えます。そうなると、また安い水道料金をもらっているにもかかわらず、うちの条例を使うと水道料が高くなるということも考えられる。自分たちは安いものを使っていて、何で高い料金を払うと、そういうことも出てくる場合も、今のとは別ですけれども、非常に水道料金の設定についても、いろいろ町村によっては、かかる経費をある程度分担、負担していただかなければならないものですから、私は、今後そういった単身世帯並びに老人世帯といいたしめようか、独居老人の世帯で、水もそんなに使わないものについては、もし支援をするとしたら、福祉の面から支援をしたいというふうに考えております。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 たびたびお話が出ておりますけれども、本町の基幹産業等であります中で、水量が500立方以上の利用者に対する助成を考えるべきだと、こういう意見がありますけれども、これに対して町長はどう考えていますか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 私は、今考えておるのは、そういった水をたくさん使う、特に酪農家等については、産業振興の面で何らかの措置をとりたいというふうに考えて、近い議会には提案して、それぞれ御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 お隣のまちの水道料金の内容をお話しするのはいかがかと思っておりますけれども、水道料金体系の用途別区分の、お隣のまちは営農用を使っているのです。これらについても創設する考えといたしますか、検討する考え方はないですか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 現在のところは営農用水というような区分は、これからはしないで検討していきたいというふうに思っております。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 内容につきましては理解するところでございますけれども、今年度の第1回の定例会の折にも説明ありましたけれども、延長216キロに及ぶ水道施設の耐用年数が約40年としても、既に30年が経過している、こういう状況であるので、あと10年後には新設が必要だと、そういうことであるということで、将来計画も検討しなければならないと、こういうようなお話でございましたけれども、その進行状況、それについてお伺いしたいと思えます。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 特に私のまちは、御承知のとおり、非常に地盤が弱い、特に災害を受けやすい、そういった面では、水道にかかわらず、下水道も非常に経費のかかる事業でございます。しかし、これは我々の生活と切っても切り離すことのできない状態でございますので、今後計画的に、今も管の取りかえ等はしておりますけれども、さらにそういった断水等々で迷惑をかけないような体制に進んでいきたいというふうに考えております。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 次に進みたいと思います。次の子育て支援の充実について伺いたいと思います。

少子化による人口減少は、基礎自治体の存亡にかかわることでもあります。残念ながら本町においては人口減少が加速されている現状から、福祉と子育て支援の充実については、心の込もった環境整備と配慮が不可欠であると思っております。

特にフッ素塗布につきましては、計画では年4回実施されることになっておりますが、利用者の状況等についてお伺いしたいと思っております。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 豊頃町のフッ素の塗布事業についてでございますけれども、フッ素の塗布については、保護者もそれぞれ御協力をいただいて、歯の予防意識を高めているところでございます。年4回、保健センターで実施しております。対象は1歳から5歳までの就学前、それと、永久歯の萌出児、就学前の児童でありますけれども、保育所でフッ素を今現在実施しているところでございます。ここ10年間では、年間延べ約300人前後の受診児数となっております。平成20年度からは、保育所保護者から要望を受け、保健センターでフッ素塗布4回のほかに、各保育所において希望者を対象として年2回、フッ素塗布を実施しており、延べ61名にフッ素塗布を行ったところであります。保育児の虫歯の罹患率は、平成11年度では約74%、平成20年度では約40%と大きく減少しており、これまでの取り組みの成果があらわれているものと見られております。今後ともこれらの予防対策を継続していく考えでございます。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 お母さんとお子さんの健康ガイドでもフッ素塗布は虫歯予防として永久歯が生えている幼児を対象としています。この予防健診のみが有料であります。有料となっている根拠は何なのですか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 町民等しく呼びかけておりますけれども、なかなかフッ素塗布を受ける方、受けない方がいらっしゃるしまして、受ける方には最小限度の原材料をいただきたいということで、100円をいただいております。

以上です。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 その他の予防健診、例えば町の二種、三種混合、あるいはBCG、ポリオ、麻疹、風疹等は無料でありますよね。こういうところから考えましても、町としても幼児の健康保持は大変重要なことであり、フッ素塗布の料金を全額町で助成するという考え方はないのですか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 特に先ほども申し上げましたとおり、実際、塗布を受けている方はそんなに大きな、何千人というより何百人ですので、100円ですから、金額的にも大した金額ではないのですが、しかし、ある程度の、100円でも負担することによって、逆に塗布の必要性等々の意識の向上になるのかなど。無料にすれば、いつでも行けるといような形ではないのですが、そういった意味で、ほかの医療はただで、これはなぜ100円かと。少なくとも原材料ぐらいは、そんなに家庭の負担にならないかなというふうに考えて、とっているわけです。これからも、できれば100円程度はいただきたいなというふうに思っております。

以上です。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 私は町長の考え方と全く反対なのです。100円だから、やはり町が助成して、子供の歯の健康のために無料でやるべきでないかなと、こう思っておるのです。それは、子供の大切さというものをしっかりと町が考えていく必要があるだろうと、こういう考え方で、例えばBCGなりポリオなり、二種、三種の混合にいたしましても、これは原材料かかっているわけですよ。ですから、そこは無料で、ここだけが100円料金かかるんだよと。それは100円で塗布をやらないという人はいないと思いますけれども、やはりこれは町で、100円だから、私はそれほど財政に影響があるものでないと、こう認識しておるので、この点については、町が負担してしかるべきだというふうに考えております。町長の考え方はいかがですか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 この問題は普通の病院の医療と違いまして、学者の考え方では、フッ素は好ましくないという学者もいらっしゃるし、また、フッ素は将来にわたって虫歯予防でいいという学者もいる。やっとならでも条例が通ってきて、それぞれの教育委員会に任せると。私は、100円云々というよりも、今の時代に100円が大事かどうかという論議は別として、自分の子供のフッ素をするには、率先して、ただであろうと何であろうと、100円であろうとやるべきだと思うけれども、少なくとも、これから共通というか、全員が受けられる体制であればいいけれども、今までそういう形で受けられない体制、受けられる体制がありましたし、学校によっては全然受け付けてくれない体制もありましたし、いろいろな体制の過程の中から、フッ素が必要だということで100円いただいているけれども、私はこれからいろいろな形で施設がそういうものを、利益を還元する、受けるというか、そういうものについては、私はある程度の、最小限の100円ぐらゐの負担は構わないかなというふうな考えを持っているのです。これを仮にすべて

こういうものを、今、医療も無料化していますが、すべて無料化にすると、やはり受ける方の意識の向上はいかなものかなど。何でもただなのですよということよりも、多少、やはり100円でも負担すれば、何となく自分で負担したのだと、そしてやってもらったのだという形になるのではないかというふうに思いますけれども、その辺はそれぞれ個々の判断ですけれども、できればフッ素ぐらい、100円いただきたいなと思っているところでございます。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 再度でございまして、少ししつこいと言われるかもしれませんが、やはり子供の健康を第一に考えるべきなのです。それは実際には親も責任があるし、義務として果たさないとならない面もあると思います。でありますけれども、やはり行政がそれにお手伝いをするという考え方になれば、100円だからということもあるかもしれないけれども、これだけ子供さんが少なくなってきた中で、多少のことは勇気を持って、やはりこれは政策として支援すべきだと、私はそういうふうに考えております。町長のもう一度考えを、同じかもしれないけれども、聞かせてください。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 金銭で言えば、本当に年間延べ300人ですから、3万円ぐらいですか、本当に問題ないのだけれども、本来であれば、やっぱり先ほども言ったとおり、自分の子供の歯は、自分の母親なり家族で守るのが、健康上、お金は別として、ただだからだめだ、100円だから意識の向上がないとかというのは別として、やはりかかった経費については自分で負担するぐらいの気持ちでフッ素を受けていただきたいなというふうに思っておりますけれども、今言われたとおり、年間300人ぐらいで、財政的には本当に別に問題はない。このことについては、またうちの歯科衛生士や担当課長とまたいろいろなことを検討いたしまして、できるだけ町民に負担のかからないといいましょうか、そういうこともあり得るかと思っておりますけれども、前向きに検討していきたいというふうに思っております。

●小野木議長 菅谷議員。

●3番菅谷議員 町長、少子化の対応としては、やはりしっかりとやっていただきたいものだと、こう思っておりますので、その点については十分に検討していただきたいと思っております。

以上です。

●小野木議長 答弁要らないですか。

●3番菅谷議員 要らないです。

以上で私の質問を終わります。

●小野木議長 2時15分まで休憩します。

午後 2時05分 休憩

午後 2時15分 再開

●小野木議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問、通告順番6、6番大谷友則議員。

●6番大谷議員 本町は高齢化率が高く、今後も進んでいくものと考えます。

そこで、町民の安全・安心の確保、特にひとり暮らしの方や高齢者をどのように守っていくかについて、まとを絞ってお伺いします。

ひとり寂しく亡くなられて、数日後に発見されるということが数件あったように伺っております。3,000人そこそこの人口のまちで、あつてはならないことではないかと思いますが、現実として孤独死されていたわけでありますが、大きな町と違って、一人一人がどのような状況にあるかということが十分把握される規模のまちであります。把握されるべきだとも考えます。大きなまちでできない、一人一人を身近に考えられる行政でなければならない。町政執行方針にも、高齢者の方々が安全・安心して暮らせるまちづくりが急務の課題であると言われております。町長は町民の安全・安心をどのように確保されようとしているのか、お伺いいたします。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 本町は3人に1人が高齢者という状況になっております。したがいまして、高齢化率は32%を超える、大変高齢者の高いまちとなっております。特にひとり暮らしの高齢者については196世帯、高齢者夫婦世帯については331世帯というような現状であり、先ほど御指摘されたとおり、最近はひとり暮らしの方が自宅で亡くなっているところを発見できなかったり、また、いろいろな形で、状況で、倒れているところを発見されるなど、非常にそういった事態が発生しているような状況でございます。

このような状況の中で、地域生活において高齢者を孤立させずに、自立を促すとともに、高齢者自身が生き生きと暮らすことを支援していくためには、見守りや声かけ、身近な支えなどを通じた地域でのつながりの再構築や、日常生活における顔が見える関係づくりが求められているところでございます。

このような状況に対応するために、ひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯及び認知症の高齢者で見守りが必要とされている方については、地域ボランティアによる見守り事業、現在はボランティア組織の受け皿である社会福祉協議会と検討を進めているところであります。

また、本年9月から10月をめどに、町福祉協議会及び民生児童委員協議会等の事務者レベルの組織により見守り対象者の抽出等を行うとともに、その担い手となる見守りボランティアの養成研修を実施し、その後はボランティア見守り対象者らの意見をまとめて、それらの体制を確立するとともに、積極的に取り組んでまいり所存でございます。

以上でございます。

●小野木議長 大谷議員。

●6番大谷議員 町民に協力を呼びかけることも必要なことと思いますが、どのような方法を持つかということが先決だというふうに思います。その上で、足りない部分を住民に協力願うとい

うことでなければならないというふうに思います。

例えば、一番簡単な方法として、電話を利用して安否の確認、病気の人であれば、体のぐあい
の状態などを聞く、声による判断もできるかというふうに思っております。そして、問題があれば、その後、保健師さんを派遣するなどして確認すればいいこととございますし、そういった年
寄りにひとり暮らしの安心を与えるということも重要でないかと思いますが、いかがでしょう
か。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 現在、福祉協議会が協力していただいて、地域の方、安心電話といいたししょうか、
曜日に何回かそういった方々が集まって電話をしているというのを実際は行っております。した
がしまして、これらはこれらで十分協力体制は整っておりますが、町といたしましても、今後は
そういったひとりで寂しく亡くなるような形のないような、常に顔の見えるような行政をとり進
めていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、今後、人事配置等でできるだけそういった専門的な仕事に携わる職
員なり臨時等で対応して、できるだけ高齢者、独居の老人が安心して暮らせるような体制づくり
を進めていきたいというふうに考えております。

●小野木議長 大谷議員。

●6番大谷議員 もっともっと深く取り組むのであれば、内部資料になるかもしれませんが、病
院にかかっているならば、レセプトなどが戻ってきて、どんな薬を飲んでいて、どんな状態にある
かということも踏み込めるわけです。決してこれは発表するわけではないから、内部の資料とし
てそれらを持つということは、私は十分可能ではないかというふうに思いますけれども、いかが
でしょうか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 そのとおりだと思います。ただ、今、レセプト点検などは専門的なところに委託業
務をしておりまして、なかなかそういった病状の把握まで、保健師等はある程度把握してありま
すけれども、保健師の場合については全般的な町民の健康管理をして、専門的な分野で突っ込ん
だ形にまで行くまでは、人的に不足しております。したがしまして、今後はそういったレセプト
点検は別にいたしまして、できるだけお年寄りと接触して、その状況なり、病院にかかっている
なり、本人からある程度情報を聞き出して、情報を把握して対応してまいりたいというふうに考
えております。

●小野木議長 大谷議員。

●6番大谷議員 できる人ができない人のためにやってあげるといことは、これは行政におい
ても同じことではないかというふうに思います。このことが、町長がとなえている協働のまちづ
くりだというふうに考えますが、どうでしょうか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 そのとおりだと思います。

●小野木議長 大谷議員。

●6番大谷議員 今回も早く気づいてあげたなら違った形が生まれたのではないかという気がいたします。今後においても、一刻も早い実施を願っているところでございますので、今後の速やかなる取り組みをお聞かせいただきたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 それぞれ担当されるというか、専門的な分野といたしまししょうか、保健師等もたくさんそれぞれおりますけれども、もう一度保健師の業務の形を見直すなり、もしくは、保健師が回ることができなければ、それにかわる職員が対応できるような形で、積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

●小野木議長 大谷議員。

●6番大谷議員 次に、公用車の共同利用についてお伺いいたします。

本町にも多くの車両を有し、それぞれの課に配置し、使用されているところでありますが、特殊な車両や出先の車両は別として、それぞれの課で保有されて使用されている車両を一括で集中管理し、共同利用されてはいかがでありますでしょうか。一部は共同利用されているそうですが、これを全体に広げていき、効率的な運用をされてはいかがでしょうか。むだな自動車の抑制にもつながるといふふうに思っておりますが。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 御指摘のとおりだと思います。特に過去にも集中管理をしてやった例がございまして、その後、行革等も入りまして、相当予算査定ときは台数を減らしました。今現在あるのは、例えば専門的な分野の保健師だとか、それから、産業課、施設課の現場を持っている方々については、やはり近くに車がなければ即現場対応できない。ただ、総務課だとか、一般的には共同で使っておりますし、私が乗っている車についても、あいているときは一般の方が自由に使っている形で、今現在の体制が一番効率的に、そしてむだがないかというふうに考えているところであります。

●小野木議長 大谷議員。

●6番大谷議員 都市圏の人口が集中しているところや、商業集積地では、車の共同利用を進め、経費の軽減に努めていくというカーシェアリングという考え方で事業を展開されているところもあります。車の一番の経費は車検や保険などの費用でありますから、台数を減らすことは経費削減につながるというふうに考えます。これだけの多くの車両を有して、集中しているところでもありますから、できない取り組みではないと思いますが、いかがでしょうか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 現在持っている台数が大体私どもで持っているのも限界かなというふうに思っておりますし、他の町村では、支庁に出かけるとき、その支庁にきょう行く方を何人か乗せていくと

いうのを聞いたことがありますけれども、なかなか課が違ったり仕事が変われば、それだけ時間のロスも出てくる。どうしても急ぎの用事が出てくる。特に最近はパソコン等がございますから、それで処理する機会が多いわけですが、どうしても車で現地へ行ったり支庁へ行ったりする場合には緊急の場合が多いわけでありまして、したがって、今の技術屋、さらには先ほど言いました保健師等々の車については、自分の係にやっぱり鍵を置いておいて、即いつでも出られる体制にしたほうがよろしいかなど。今までも何回か査定のときについては台数を減らしてまいりました。大体今の台数で限度かなというふうに思っております。ただ、ときには職員が出ないときには、どうしても役所の前に公用車が5台、6台並ぶ場合もありますけれども、それは一時的なもので、現在の体制が、大体仕事が思う存分できる体制かなというふうに考えております。

●小野木議長 大谷議員。

●6番大谷議員 本議会の冒頭で機構改革をしたところではありますが、その内容である機能の改革も必要であります。旧態依然とした方法でなく、新しいものの考え方をして、変えていくということも必要でないかと思っております。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 全くそのとおりでございます。ただ、無理して集中管理して、職員の動きが鈍くなったり、また、時間のロスが出てきた場合を、非常に危惧するわけでありまして。できるだけ各課超えて、あいているものは優先的に使うようにこれからも指導し、できるだけ現在の台数を減らしたいと思っておりますけれども、先ほども言ったとおり限度かなと思っております。しかし、今後さらに機構改革等で減らせるものは減らしていきたいなというふうに考えております。

●小野木議長 大谷議員。

●6番大谷議員 効率的で効果的な行政運営という言葉が執行方針の中に3度も出てきます。いかにこのことに気をつけていることがうかがえますが、実効ある行動をとることが重要でないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 効率的、効果的な業務については、これは当たり前のことだと思います。職員についてもできるだけそういった形で業務遂行しております。今後もさらに効率のよい、効果的な業務に努めてまいります。

以上です。

●小野木議長 大谷議員。

●6番大谷議員 以上で終わります。

●小野木議長 これで、一般質問は終わりました。

◎ 意見書案第6号

●小野木議長 日程第10 意見書案第6号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

てを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

3 番菅谷誠議員。

● 3 番菅谷議員 意見書案第 6 号。

提出者、豊頃町議会議員、菅谷誠。

賛成者、豊頃町議会議員、藤田博規、同上、長谷川勝夫、同上、大谷友則、同上、大崎英樹。

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 1 4 条の規定により提出いたします。

地方財政の充実・強化を求める意見書。

世界同時不況に端を発した経済状況は深刻の度を増しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティーネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となっている。

特に地域経済と雇用対策の活性化が求められる中で、介護・福祉施設の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけ、これらの政策分野の充実・強化が求められている。

平成 2 1 年度予算では、当面の追加予算措置として、ふるさと雇用対策特別交付金などの雇用対策、地方交付税に地域雇用推進費などが盛り込まれ、これらの予算規模を地方財政計画・地方交付税措置に継続的に取り入れるなどの大胆な予算措置が必要と考える。

このため、平成 2 2 年度の地方財政予算全体の規模拡大に向けて、政府に次のとおり対策を求める。

記。

1、医療、福祉分野の人材確保を初めとするセーフティーネット対策の充実、農林水産業の振興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、平成 2 2 年度地方財政計画、地方交付税総額の規模を拡大すること。

2、地方財政の充実・強化を図るため、国、地方の税収配分 5 対 5 を実現する税源移譲、地方消費税の充実、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。

3、当面の財政措置として導入された地方交付税（地域雇用推進費）、雇用対策関連交付金などに相当する規模を一般財源として恒久的に地方財政計画、地方交付税措置に取り入れ、自治体が安心して雇用対策に取り組めるよう環境整備を行うこと。

4、景気対策を通じて拡大する公共事業に対して、地方負担を増加させることのないよう十分な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）。

- 小野木議長 こかれら、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 小野木議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第7号

- 小野木議長 日程第11 意見書案第7号全国健康保険協会管掌健康保険の財源調整機能の拡充等を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

2番松崎政利議員。

- 2番松崎議員 意見書案第7号。

提出者、豊頃町議会議員、松崎政利。

賛成者、豊頃町議会議員、森一彦、同上、大谷友則、同上、大崎英樹。

全国健康保険協会管掌健康保険の財源調整機能の拡充等を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

全国健康保険協会管掌健康保険の財源調整機能の拡充等を求める意見書。

政府管掌健康保険は国が保険者として運営してきたが、健康保険法の改正により、全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）に移行し、昨年10月より国から切り離れた公法人の管掌する健康保険制度に改められた。

制度の移行に伴い、全国一律の8.2%であった保険料率は、ことし9月より地域の医療費に応じて都道府県単位ごとに設定することになっているが、厚生労働省の当初試算では、北海道が8.75%、一番低い長野県では7.68%になることが明らかにされた。

こうした格差を是正するため、引き上げ幅、引き下げ幅を10分の1に圧縮する激変緩和措置をとるとされているが、北海道においては今後も保険料率の上昇が危惧される場所である。

また、協会けんぽ財源（都道府県支部所要保険料）は、年齢構成及び所得水準により医療費や保険料収入に格差が生じることから、財源を全国調整することになっており、相互扶助という医療保険の趣旨を踏まえ、地域や被保険者の置かれた状況を考慮し、医療サービスの偏在、供給体制、社会的要因及び自然的要因なども加味した制度とすべきである。

よって、政府及び北海道においては、以下の事項について適切な措置を講じるよう強く要望する。

記。

1、協会けんぽの財源となる都道府県支部所要保険料の全国調整機能については、年齢構成及び所得水準に加え、医療サービスの偏在など、地域や被保険者の置かれた状況などを考慮した制度とすること。

2、地域医療の充実を図るとともに、北海道医療計画及び北海道医療費適正化計画を見直すなど、北海道が抱える医療課題を解決するために必要な努力をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、北海道知事。

●小野木議長　こかれら、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

●小野木議長　質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（討論なし）

●小野木議長　討論なしと認めます。

これから、意見書案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（異議なし）

●小野木議長　異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第8号

●小野木議長　日程第12　意見書案第8号勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティネット再構築に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

2番松崎政利議員。

● 2番松崎議員 意見書案第8号。

提出者、豊頃町議会議員、松崎政利。

賛成者、豊頃町議会議員、森一彦、同上、大谷友則、同上、大崎英樹。

勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティーネット再構築に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

勤労貧困層の解消に向けた社会的セーフティーネット再構築に関する意見書。

パート・派遣労働者などの非正規労働者は、労働者全体の3分の1を超え、しかも、不安定雇用と低賃金のため、生活保護基準以下の収入で暮らすワーキング・プアなどが増大している。

年収200万円以下の就労者が1,000万人を超え、生活保護世帯も116万世帯まで増大するなど、かつて多数を占めていた中間層が二極化し、格差拡大にとどまらず、今や貧困問題が深刻な社会問題となっている。

こうした中で、国民年金や国民健康保険の未納者の増大に示されるように、我が国の社会的セーフティーネットの中核をなす社会保険制度から排除される貧困層が増大しており、また、低所得、貧困層の最後の砦であるべき生活保護制度も、個々の状況に応じた柔軟な対応も望むことができず、本来の機能を果たしているとは考えにくい状況にある。

まさに雇用、社会保険、公的扶助による社会的セーフティーネットが機能不全に陥っていると言わざるを得なく、こうした状況を放置すると、社会保障や税負担の担い手が減少するばかりか、無年金者、無保険者が増加し、将来的には生活保護費の追加負担が発生することが見込まれる。

格差社会の是正と勤労貧困層の解消に向け、すべての国民に就労を通じた社会参加と一定水準の所得確保のため、積極的な雇用労働政策と社会保障政策の連動による社会的セーフティーネットの再構築が今求められている。

については、我が国における国民生活の安定的発展と社会的セーフティーネットの再構築による福祉社会確立のため、下記の政策の速やかな実施を求める。

記。

1、パート・派遣労働者など非正規労働者への社会保険、労働保険の完全適用と給付改善など、積極的雇用政策と連動した社会保険ネットの機能強化を図ること。

2、雇用保険と生活保護制度との中間に新たな就労・生活支援給付制度を創設し、長期失業者や日雇い派遣など低賃金の非正規労働者、母子世帯の母親への職業訓練など、就労、自立支援を行うこと。

3、住宅補助や医療・介護費補助制度の新設、住宅扶助、医療扶助の社会手当化、単給化を含め、生活保護制度が福祉の最後の砦として十分機能を発揮できるよう、生活保障制度として抜本的な改革を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働省大臣。

- 小野木議長 こかれら、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 小野木議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第9号

- 小野木議長 日程第13 意見書案第9号地方分権改革にあたり地域経済等に配慮を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

3番菅谷誠議員。

- 3番菅谷議員 意見書案第9号。

提出者、豊頃町議会議員、菅谷誠。

賛成者、豊頃町議会議員、藤田博規、同上、長谷川勝夫、同上、大谷友則、同上、大崎英樹。

地方分権改革にあたり地域経済等に配慮を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

地方分権改革にあたり地域経済等に配慮を求める意見書。

政府は、昨年12月12日の閣議において、地方分権改革に関し、地方分権改革推進委員会が提出した第2次勧告の内容どおり決定したところである。

その内容は、国の出先機関の事務・権限の見直しであり、北海道の行政、経済への大きな影響を及ぼすことが懸念される。

また、今日の危機的雇用状況、経済情勢を考えると、国及び地方機関の積極的かつ一貫した雇用対策が地域経済には必要不可欠であり、その組織体制の強化を図るべきと考える。

地方分権改革は、本来、地域住民にとっては重要であり、また、国と自治体との間で見直すべ

きものがあるとしたら、その整理は必要である。そして、地方分権を進めるにあたっては、第1に、地方分権の理念の明確化、第2に、理念に基づく国と地方の役割の明確化が必要であり、具体的な視点として、住民生活の安定と向上が図られることを前提に、①国民の安全と安心の公共サービスの確立、②内需拡大のための地方経済の発展、③地方のセーフティーネットの確立、④地域における雇用の維持・創出という観点が必要であり、何より地方の目線に基づく検討が必要である。

また、国土の均衡ある発展、食の安全・安定供給、産業振興などをはじめ公共サービスの量的、質的な低下を来さないことが重要といえる。

以上の観点から、地方分権改革の検討にあたっては、下記の事項について取り組むことを要請する。

記。

- 1、安全・安心の公共サービスの質的・量的低下をまねかないこと。
- 2、地方のセーフティーネットの確立を図ること。
- 3、地方経済の発展に寄与すること。そのため、国の直轄事業を維持し、国の機関は維持すること。
- 4、事務・権限と財源を含めて制度設計を行うこと。
- 5、雇用の安定・創出に関する機関等を充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、総務大臣、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）。

●小野木議長 こかれら、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ 討 論 な し ）

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（ 異 議 な し ）

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第10号

●小野木議長 日程第14 意見書案第10号北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

2番松崎政利議員。

●2番松崎議員 意見書案第10号。

提出者、豊頃町議会議員、松崎政利。

賛成者、豊頃町議会議員、森一彦、同上、大谷友則、同上、大崎英樹。

北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書。

今、我が国は、格差社会が進み、低賃金により働いていても生活苦から逃げられない労働者層が増加している。正社員から非正社員へと雇用が移り、今や労働人口の38%弱が非正規労働者と言われ、1,000万人強が年収200万円以下の生活を余儀なくされている。

昨年度の中央最低賃金審議会では、生活保護基準との整合性、高卒初任給との均衡を勘案し、賃金の底上げに向けて努力するという方向が示された。

同時に、最低賃金法改正によって、地域最低賃金を任意的設定から必要的設定に位置づけを強め、労働者が健康的で文化的な最低限度の生活を営むことができる水準を求めることになった。

また、労働者保護の観点から、適用除外を廃止して、減額特例規定を設けたほか、最低賃金法違反に対しては、不払いにかかわる罰則額を最大50万円に引き上げるなど、大幅に見直された。

その結果、昨年度の地域最低賃金は、全国平均で16円、北海道で13円の引き上げとなり、全国平均で703円、北海道は667円となった。しかし、法定労働時間満度に働いても、北海道の場合は月額11万6,000円弱、年額でも139万円程度にしかっていない。

地域最低賃金の大幅な引き上げなどにより、地域の賃金レベルを上げることは喫緊の課題である。特に北海道のような非正社員比率が4割と高く、最低賃金に張りつく賃金体系が多い地域においては、地域経済の維持と所得税収の確保、社会保障制度の維持・充実に向けて、納税を果たせる賃金の確保と全体的な底上げは重要な課題である。

よって、今年度の地域最低賃金の改定にあたっては、中小企業等の生産性向上などを考慮しつつ、少なくとも札幌市の生活保護基準と同額レベルなど、経済的に自立可能な水準への改定を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、北海道労働局、北海道最低賃金審議会。

●小野木議長 こかれら、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 小野木議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第11号

- 小野木議長 日程第15 意見書案第11号平成22年度政府予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率の復元等教育予算の確保・拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

3番菅谷誠議員。

- 3番菅谷議員 意見書案第11号。

提出者、豊頃町議会議員、菅谷誠。

賛成者、豊頃町議会議員、藤田博規、同上、長谷川勝夫、同上、大谷友則、同上、大崎英樹。

平成22年度政府予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率の復元等教育予算の確保・拡充を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成22年度政府予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率の復元等教育予算の確保・拡充を求める意見書。

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等と義務教育無償の原則を定める憲法第26条にのっとり、現行教育制度の重要な根幹をなし、国の重要な責任でもあります。

全国のどの地域にあっても、すべての子供たちに無償で一定水準の教育機会を保障するためにこの制度が設けられている。

しかし、義務教育費国庫負担金の負担割合が2点1から3分の1に縮小されたことや、自治体の厳しい財政状況などから、教材費や図書費、学校施設などを含めた教育条件の地域間格差も広

がりつつある。

また、就学援助受給者が増加傾向にあるように、低所得者層の拡大、固定化も進んでおり、自治体の財政力や保護者の家計の違いによって、子供たちが受ける教育に格差があってはならない。

とりわけ、広大な地域に小規模校が点在し、離島など多くのへき地を有する北海道では、全国水準との格差だけでなく、市町村間での格差が拡大することが危惧され、地方の教育水準の低下をもたらしかねない。

そのため、教育予算を国全体としてしっかりと確保・充実させる必要があり、教育の機会均等と教育水準の維持向上、教育予算の拡充は、全道の保護者や教育関係者、そして地域の切実な願いである。

よって、政府においては、平成22年度政府予算編成にあたり、下記事項の実現を強く求める。

記。

1、国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

また、交付金化や一般財源化を行わないこと。

2、憲法の理念である義務教育無償を実現するため、保護者負担がゼロとなるよう、また、学校施設整備費、就学援助費、奨学金、教材費、図書費など、国の責任において教育予算を確保・拡充すること。

3、30人以下学級を早急に実現すること。また、教職員定数改善計画の実現と、学校教育法第37条第3項を削除し、学校教育法に規定する教職員の全校配置とあわせて、ゆとりのある教職員配置を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣。

●小野木議長　こかれら、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長　質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長　討論なしと認めます。

これから、意見書案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議員派遣の件

●小野木議長 日程第16 議員の派遣の件を議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付のとおりです。

職員に文書を朗読させます。

佐藤事務局長。

●佐藤事務局長 議員派遣の件。

次のとおり議員を派遣するものとする。

記。

1、北海道町村議会議長会主催議員研修会。

目的、議会の活性化に資するため。

派遣期日、平成21年6月30日から7月1日。

派遣場所、札幌市。

派遣議員、全議員。

2、北海道町村議会議長会主催議会広報研修会。

目的、議会広報の編集技術の向上に資するため。

派遣期日、平成21年8月18日から同月19日。

派遣場所、札幌市。

派遣議員、議会広報特別委員4人。

以上です。

●小野木議長 お諮りします。

ただいま事務局長が朗読しましたとおり、それぞれ議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、ただいま事務局長が朗読しましたとおり、それぞれ議員を派遣することに決定しました。

◎ 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出

●小野木議長 日程第17 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出の件を議題としま

す。

議会運営委員会及び産業厚生常任委員会の委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査とすることに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査とすることに決定しました。

◎ 会期中の閉会

●小野木議長 日程第18 会期中の閉会の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日、閉会することに決定しました。

◎ 閉議宣告

●小野木議長 これで、本日の会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

●小野木議長 これをもって、平成21年第2回豊頃町議会定例会を閉会します。

午後 3時08分 閉会

上記会議の次第は、議会事務局長 佐藤 潤 の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員